

# 戦後炭鉱労働運動の展開過程(1)

戸木田嘉久

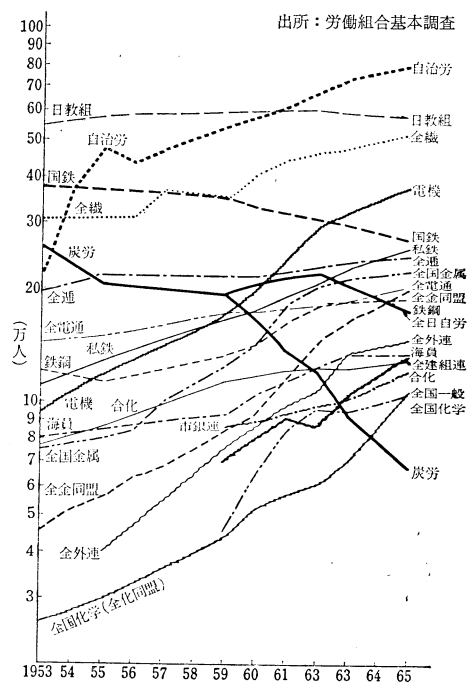
## 問題提起

戦後日本の労働組合運動のなかで、炭労(日本炭鉱労働組合)は、かなり大きな比重と指導的位置を占めてきた。事実、いわゆる産業別単産としては、労働問題の研究者や組合活動家のなかで、炭労ほど頻繁に論ぜられてきた組合はあるまい。しかし、一九六〇年の三池争議からわずか六年を経過したこんにち、炭労は、率直にいつてかつての指導的位置を喪失したばかりか、組織それ自体の存亡をとわれるような状況におちこんでいる。

炭労の組織的現状だが、一九六六年七月現在の組合員数(会費納入人員)は北海道五二支部、三四、五五八名、常盤四支部、一、六八六名、九州二支部、七、七一九名、合計四三、九六三名にすぎない。戦後、炭鉱労働戦線の離合・集散の過程が定着した時期、すなわち朝鮮戦争直前の一九五〇年の勢力分野は、炭労三〇三、三七〇名、日鉱(現在、全炭鉱)五六、四四九名、無所属三九、五五二名だから、炭労の組織人員は約七分の一に激減したことになる<sup>(1)</sup>(第1表)。

炭労の組織的危機は、たんに組織人員の減少によって指標されるだけではない。問題なのは、今日その傘下に

第1表 主要単産組合員数の推移



「しえていない」というとき、私は、現在の石炭危機のもとでも、その指導の体質さえ改善されるならば、炭鉱労働者の利益は十分に防衛されるはずなどと、言おうとしているわけではない。一般的にいつて資本主義的生産様式のもとでは、労働者の勝利は一時的にすぎないし、ましてやアメリカを中心とする国際石油独占体のエネルギー市場支配がすすみ、石炭鉱業のスクラップ化を実質上の内容とする石炭「安定」の国家政策が進行するものでは、産業別単産の力量がどれだけ強力に結集されようと、それだけで炭鉱労働者の労働と生活が防衛できないのはあきらかだといわねばならない。むしろここでの問題は、炭鉱労働者の共通の利益をまもるうえで炭労の指

ある炭鉱労働者がたえざる失業の脅威と低賃金・無権利労働にさらされ、また激発する労働災害によって文字どおり生命の危険におびやかされているにもかかわらず（第2表）、炭労の指導したが、炭鉱労働者の共通の利益を防衛するうえで、三池闘争以後いまだに有効な運動の方向を確定しえていないという点にある。

もっともここで、炭労の指導が

第2表 炭鉱労働者数、能率、災害推移

年次	労働者数	能率	死傷者数	稼働延 100万人当り災害率	
				死亡率	死傷率
1955	278,404	12.9	53,886(666)	7.3	580(100)
56	287,889	14.3	52,927(612)	6.53	564(97)
57	298,190	14.6	56,750(653)	6.6	574(99)
58	283,231	13.6	62,806(632)	6.44	635(110)
59	256,350	15.0	57,966(574)	6.34	640(111)
60	231,294	18.0	57,998(616)	7.18	675(117)
61	198,164	21.7	62,768(642)	8.37	818(141)
62	159,485	24.9	62,125(491)	7.24	916(158)
63	122,827	31.3	54,448(881)	15.86	980(169)
64	112,779	36.4	45,837(342)	7.1	960(165)
65	110,075	35.5	44,000(642)	14.1	970(167)

- (註) 1. 死傷者数の( )内は死亡者を示す、死傷率の( )内は1955年を100とした指数  
 2. 労働者数、能率(在籍鉱員1人当り月能率)は通産省「石炭コース年報」、災害率は通産省「鉱山保安年報」による

性を、戦後二〇年にわたる炭鉱労働運動の歴史的展開のなかから探索することにある。指導の後退というとき、ある論者は、それは「斜陽産業」という殻を背負わされた炭鉱労働運動の宿命であるというかもしれない。だが、このような宿命論は何ら積極的な意味をもたないであろう。私はむしろ、その根本的な要因を運動の主体の側、とくに指導の自然成長的な経験主義、いかえれば目的意識的に階級的視点をつらぬいた産業別単産としての指導ではなかった点に求めると考える。ここではその点を、主として賃金問題ないし「合理化」問題への対応という面にしぼって、歴史的に分析してみよう。

導が何らの確信をもちえておらず、前述したような余りにも過酷な炭鉱労働の現実を許容することになっていくばかりか、量的に縮少した組織内部において「組織不信」がみられることにある。(3)

「労働者はときどき勝利を得るが、それはほんの一時にすぎない。彼らの闘争の真の成果は、直接の結果にはなく、労働者の団結がますます拡大することにある」と強調したが、現在の炭労は、直接の経済的利益をまもる点においても、団結の拡大強化という点においても大きく後退しているというほかはない。

この小論の課題は、かかる炭労指導の後退の必然

なお、主題に入るにすぎざらば、現在わずかに四万人の組織人員を擁するにすぎず、したがって、その限りでは日本の労働組合運動にたいし殆んど重大な影響をもちえぬと思われる炭労の、しかもその消極的側面の問題を、何故いまさら取り上げるのか、その意義について弁明しておきたい。理由は二つある。

第一は、ともかくかつて「最強」の産業別単産と目されてきた炭労の指導上の弱点を歴史的に明らかにすることは、日本の産業別単産の多数にみられる弱点を多かれ少かれ指摘するという意味をもつことである。とくに日本経済の内部的諸矛盾が深まり、企業の集中・合併と「合理化」が、国家の全機構的な介入をともなうて強化されてきているとき、日本の労働組合運動が炭労運動のなから学ぶべきことは多い。

第二は、炭労自体にたいし自らの弱点を克服することを強く期待するからにはかなならぬ。現在、日本経済のエネルギー的基礎は国際石油独占体につよく依存するにいたっているが、そのことがますます日本経済の自主的・平和的發展を困難にするにいたっている。<sup>(5)</sup>この困難な制約条件を克服し、日本経済の自立的・平和的發展の道すじをきりひらくことは、いうまでもなく労働者階級をはじめとする日本勤労人民に提起された重要な課題である。このばあい、エネルギー産業、とくに石炭鉱業の労働者の奮起、炭労の戦闘性の回復が闘争の推進力として強く期待され、現在の段階における炭労指導にたいする歴史的な弱点の指摘も、そのような期待と深いつながりをもっている。

ところで、問題提起と弁明はこのくらいにして主題に入ることにしよう。

- (1) 炭労の組織的弱体化は、北海道に比し九州では一層目立つ。とりわけ筑豊・三池の両炭田を擁する福岡県では、一九六六年七月現在、現存する炭労傘下の支部は、三井三池（Ⅱ第一組合、二、一三〇名）、日炭高松（二、〇〇〇名）、貝島（一、四〇〇名）、大辻（五〇三名）、古河下山田（三九九名）、日炭高松職組（三八〇名）、古河目尾（二八〇名）、明治

赤池（二二〇名）、鯉田（七〇名）の十支部九炭鉱、わずか七、二六二名にすぎない。

(2) 現在、炭鉱労働者のおかれてはいる過酷な状態を端的に示すのは、過重な労働の累積と「萎縮した」形態での労働力の再生産、「合理化」による不変資本節約のための保安費用の切り捨て、これらの接点において激発する労働災害であろう。第2表は、一九六五年には在籍労働者約十一万人のうち年間四万四千人の罹災者があつたことを示しており、それ自体、三井三池の炭塵爆発災害（一九六三年、死者四八七名）、山野炭鉱爆発災害（一九六五年、死者二三七名）などとともに炭鉱災害の異常な状況の一端を知らせている。だが、職場の現状は、事実上さらに過酷である。炭労の「実態調査報告書」（一九六六年七月）は、たとえばつぎのように書いている。

『近代的』として自他ともにゆるしているC炭鉱においても、六九〇名の採炭夫のうち四七八名が、昨年一年間で死傷（休業二日以下のいわゆる『微傷』もふくむ）しており、その死傷率は六九〇にもたつしている（坑内直接夫平均でみても死傷率は六〇％を示している）。

同じく『ビルド山』（註・「合理化」計画で閉山指定をまぬがれ、出炭増強を認定された炭鉱）といわれるJ炭鉱においても、六〇八名（四〇年九月）の採炭夫のうち三九〇名が死傷（休業三日以上）し、死傷率は六四％になっているのはじめ、掘進では五七％、支柱夫では四七％、充填夫では五九％と、いづれも高い死傷率を示している。

また、L炭鉱では、とくに災害が頻発しており、いわゆる『微傷』までふくめると、採炭夫四六五名のうち六〇〇名が昨年一年間で死傷（死傷率一三・一％）している。掘進夫の場合とくにひどく、一三四名の在籍にたいし、死傷者は三〇〇名（死傷率二一・四％）にもたつしている。いいかえれば、ここでは採炭夫が一年間に一・三回、掘進夫は二・一四回の割合で災害をうけているのである。

(3) それは、たとえば、炭労本部が最近実施した「合理化」問題に関するアンケート調査にも端的にあらわれている。

一九六六年九月二十日現在の集計によると、配布組合員総数五二、〇三七にたいして回収枚数は二一、九二九（約八〇支部のうち二一支部が未着）、しかも回収枚数のうち「平均して二二・五％が記入なし」、しかもその殆どが各項を「白紙」だったという（炭労「アンケート調査の集計について」）。こういう低い回収率や下部組合員の反応は、三池争議以前の炭労では考えられなかった。

(4) マルクス『共産党宣言』国民文庫版、三九頁。

戦後炭鉱労働運動の展開過程（一）（戸木田）

(5) 一九六五年現在、日本の輸入エネルギーへの依存度（輸入炭を含む）は七〇%（石炭・コークス統計年報）、うち石炭五八・二%、一九六六年八月の石炭鉱業審議会「石炭鉱業の長期安定政策」では、七五年度には国内炭九・四%、石油七二・三%と想定している。戦後、周知のように電力・電機・化学・鉄鋼・交通・運輸など基礎的な諸部門における金融・原料・技術面での対米依存が深まったが、工業と輸送の動力であるエネルギーの供給基礎を国際石油独占体に掌握されていることにより経済的従属は決定的である。この制約条件のもとで、日本経済の自主的・平和的發展をどのように切り開くかは、容易な問題ではない。

### I 「炭労」結成以前——一九四七年の全国統一賃金協定と炭鉱労働戦線

#### (1) 最初の炭鉱全国統一賃金協定をめぐる闘争（一九四七年一月—十月）

炭労（日本炭鉱労働組合）は、一九四七年十月、「日本炭鉱労働組合同盟」として発足した。ところで、この炭労結成のいきさつ、したがってまた、炭労指導の性格とその後における発展をあきらかにするには、まず敗戦直後における炭鉱労働戦線の状況と、一九四七年初頭から同年十月にかけての、炭鉱全国統一賃金協定の締結をめぐる炭鉱労働戦線の統一と分裂の経過についてふれておかねばならない。

終戦直後、炭鉱労働組合の連合会ないし協議会の組織活動は、大きく分けて三つの潮流があった。第一は、産別系の「全日本炭鉱労働組合」（全炭）の活動、第二は、総同盟系の「日本鉱山労働組合」（日鉱）の活動、第三は、右のいづれにも所属しない中立系の組織（たとえば、一九四六年十月、九州の主たる財閥系炭鉱を結集した「九州炭鉱労働組合連盟」<sup>(1)</sup>（略称・民連）など）の活動である。

終戦直後の炭鉱労働運動は、中国人浮虜・朝鮮人労働者の決起につづき、北海道を皮切りとして、他産業に先

んじて組合結成がすすんでいった。賃金引上げ、八時間労働制・物資の配給改善・ボス排斥・鉱員職員の差別撤廃・福利施設の改善など、資本家的搾取におりこまれた炭鉱固有の半封建的労務状況の改善要求がめだち、あわせて労働組合の承認、団体交渉権確立などの要求が獲得されていった。これら諸闘争の推進力となったのは、北海道・九州とも全炭所属の組織であることが多かったが、しかし、じつさいに炭鉱労働運動のキャスティング・パートナーにぎったのは、旧財閥系所有の大炭鉱で相当数の組合員をもち、中立系であるような組合（民連系）の場合がすくなくなかったといわれている。<sup>(3)</sup>

ところで、一九四七年一月、炭鉱労働組合運動の前出した三つの潮流は、全国統一賃金協定の闘争をたたかうために、「中立」系である民連の指導のもとに、「炭鉱労働組合全国協議会」（炭協）を結成する。これはさしあたり全国統一賃金闘争のための共闘組織ではあったが、ともかくそこには炭鉱労働戦線の統一を促進せずにはおかないような、次のような諸条件が生みだされていたのである。

第一に、敗戦を契機とする飢餓生活のもとでの「食う」ための切実な賃上げ要求。<sup>(4)</sup> 第二に、一九四六年「産別十月闘争」の一翼を構成した「全炭十月闘争」の賃闘における成果と影響。<sup>(5)</sup> 第三に、「産別十月闘争」に継続した「二・一ゼネスト」へすすむ産別・総同盟・中立を結ぶ共闘の実現。第四に、いわゆる鉄・石炭にたいする「傾斜生産」政策による石炭統制の本格化と、それにもなう独占資本の政府と炭鉱独占資本の側からする統一賃金協定締結の要望、<sup>(6)</sup> 等々がそれである。

このような諸条件のもとで、炭鉱労働戦線の統一は「炭協」の結成として結実し、初めて全国統一賃金協定を獲得するための統一闘争（一九四七年一月～三月、四月～九月賃金協定）が組織されることになるわけだが、このば

あい、ここにいう産業別統一賃金協定の要求が、中小炭鉱労働者をふくむ全炭鉱労働者を一丸とした、文字どおりの統一賃金の要求であったことは注目しておかねばなるまい。戦後日本の賃金については、その後、周知のように大企業と中小企業との間の賃金格差、いわゆる企業規模別賃金格差が大きな問題とされるにいたる。だが、一九四七年の初頭にあつては、戦後の日本社会の民主的変革をもとめる「下から」の潮流はまだ進撃をつづけており、そこには、炭鉱労働者が完全な意味での産業別統一賃金協定を現実の要求として提起しうるだけの、階級的力関係が存在したのである。つまり、一九四七年の炭協の全国統一賃金協定をめざす統一闘争は、これらの点で、戦後炭鉱労働運動史上においても、また戦後日本の労働運動史上においても、戦前から一貫して全国統一賃金協定締結の実績をもつ全日本海員組合を別とすれば、文字どおり画期的、かつ唯一のものであったといふことができる。

(1) 第二次大戦直後の国際労働運動においては、一九四五年十月、第二次大戦中の反ファシズム民主連合戦線の発展を基礎に、最初の完全な意味で統一された国際労働組合組織「世界労連」（世界労働組合連盟）が結成された。これにたいし戦直後のわが国労働組合運動では、戦前の左・右対立をうけつぎ、組織的にも「全日本産業別労働組合会議」（産別会議）と「日本労働組合総同盟」（総同盟）と、当初から中央組織が分裂して結成され、したがって、産別単産も系統別に分裂して結成されていった。これは、戦時中において反ファシズム統一戦線戦術に関する経験と理論を十分に蓄積することができなかったことによるが、敗戦による「解放」を契機として、急激に怒濤の進撃をはじめた日本の労働者階級にとつては、これはいわば避けがたいことであつた。

(2) 一九四五年敗戦直前には、軍需省燃料局調査によると炭鉱労働者数は三九六、七一二人、そのうち、植民地労働者および俘虜は一六四、一四六人に達していた（朝鮮人一二四、〇二五人、白人俘虜九、七一九名、中国人九、〇七七人）。彼らは、敗戦とともに、北海道を皮切りに日本人労働者の労働組合結成に先行して、蜂起・騒擾し、四二ないし五〇炭鉱で「事件」が発生、その参加者数は約九万人といわれる（『外務省報告』、『朝日経済年史』昭和二〇年—二一年版）。



1947・3月、  
炭鉱労組分布

	組合数	組合員数
全炭	94	103,996
日鉱	146	62,616
中立	260	205,753
計	499	372,365

つづいてきた(『炭鉱十年史』一一二頁)。

(3) 初期炭鉱労働運動において「中立」系がキャスティング・ボートを握りうる状況にあったことは、たとえば、上記の一九四七年三月現在の組織状況から類推されよう。

(4) 戦前(昭和九一十一年)を基準とする実質賃金指数(労働省「毎月勤労統計全国調査」)は三〇・二%、勤労者生計費指数(東京都調)は四六年十二月には同年八月に比し五八%上昇。また本人(六合)、家族(三合)と一般(三・五合)より恵まれていた炭鉱の主食配給も、その半分以上は小麦粉、とうもろこし粉で、しかも常盤地方では遅配状況が

(5) 一九四七年の「産別十月闘争」は、十月末、要求を提出した組合員数五六万一、九五七名、スト参加人員三一万九、二九一名、生産管理参加人員七、九七五名(産別事務局発表)にのぼった。この「十月闘争」の特徴は、ストライキを含む産別別統一闘争の発展によって、賃金の大幅な引上げとともに、不十分にして統一団体協約が獲得されていたことである。産別傘下の「全炭一〇月闘争」も、「企業連の力では突き破れなかつた賃金の壁を全炭の結束がはじめてのりこえた」ことにより、「全国的な組織のもつ力をはつきり表示」し(労働争議調査会「石炭争議」九五頁)、中立・日鉱系の組合を含む全国統一闘争の踏み台となった。

(6) 一九四七年度「傾斜生産」政策の本格化にともない、統制機構も戦時中からの日本石炭協会―日本石炭方式から、石炭―配炭公団に切り替えられ、融資機関として復興金融公庫(復金)が設置されるとともに、炭価統制が強化された。そして、炭価統制のためには全炭傘下を含む賃金統制が必要とされ、この点から全国統一賃金協定の設定、そのための「炭協」結成が資本の側から要望されていたといわれ(『炭労十年史』一一四頁)、石炭経営者自体も、四六年十二月、「炭鉱労働問題の調査研究ならびに解決処理」を事業目的とする日本石炭鉱業連盟を発足させている。

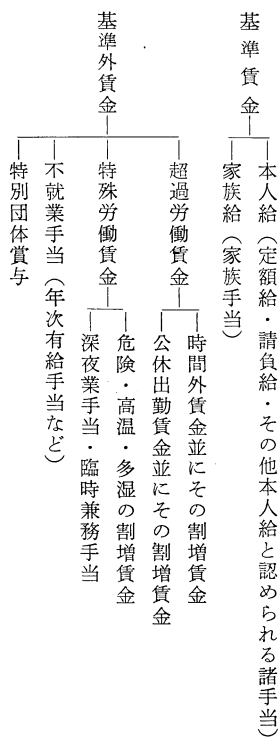
## (2) 最初の全国統一協定(一九四九年四月―九月)をめぐる問題点

この統一闘争によって、炭協、すなわち全ての炭鉱労働者は、たしかに全国的な統一賃金協定を獲得した。しかしその結果は、炭鉱労働戦線の階級的統一をさらに一歩前進させる方向には作用せず、逆の方向に作用するこ

とになる。せっかくの全国統一賃金協定のなかに、石炭資本の側の強要によって、「分裂」賃金的な要素とともに、賃金統制的要素をくみこまれる余地を残したからである。統一賃金協定は、いったい具体的にどのような問題をはらんでいたのか。これは、この時期の炭鉱労働戦線の分裂（炭協の分裂）にかかわりをもつだけでなく、戦後炭鉱労働運動の全体にもかかわりをもつので、ここでやや詳細にふれておかねばならないが、議論の前提として一九四七年四月―九月賃金に関する協定の主な内容を示しておく、つぎのごとくである。

△一九四七年四月―九月炭鉱賃金協定▽

1、賃金構成



2、基準賃金額

(1) 全国統一基準金額（家族給を含む一方当り）を左の通り定める

保護坑夫を除く一般坑外夫 六五円（税込）

坑 内 夫 一〇八円（税込）

右は各炭鉱に於ける基準賃金の平均額であって之に対応する標準能率は昭和二十二年度上半期に限り各炭鉱の昭和二十一年十月―同二十二年三月在籍一人一日平均出炭量とする。

(2) 初給最低賃金は左の通りとする。

坑外夫満十六才五〇〇円（但し二五方出勤基準賃金総収入）

(3) 基準賃金中家族手当は法定扶養家族一人に付月額一五〇円以内とする。

この炭鉱全国統一賃金協定のどこに分裂賃金的ないし「統制」賃金的要素がふくまれているのか。その最大の問題は、全国統一基準賃金額（家族給を含む日額）について、坑外夫六五円、坑内夫一〇八円の「平均賃金」が強制されたことにあるのであって、そこから産業別労働組合運動にとってさまざまな否定的要素が導き出されることになる。

第一に、この統一基準賃金額は家族給を含む坑外夫および坑内夫の平均賃金として設定されており、したがって、各炭鉱の坑外夫・坑内夫の「本人給」は、各炭鉱の平均扶養家族数の相違によって異ってくる。すなわち、「本人給」（平均）の算定にあたっては、まず基準賃金額から「家族給」充当分が控除されねばならないから、扶養家族数の少ない炭鉱では「本人給」は相対的に高くなり、逆に扶養家族数の多い炭鉱では「本人給」は相対的に低くならざるをえない。統一賃金協定は、このように「家族給を含む」平均賃金という点で、まず「分裂」賃金の要素をはらむものであった。

第二に、こうして「家族給」部分を控除して「本人給」が算出されたとしても、それは各炭鉱における坑外夫ないし坑内夫の平均「本人給」にすぎず、じっさいの職種別賃金（本人給）はさらに各炭鉱の職種別労働者の構成比率によって異ってくることになる。たとえば、坑内夫の平均「本人給」からは、さらに坑内直接夫（採炭夫、掘進夫、仕繰夫）および坑内間接夫（坑内運搬夫、坡内電工、坡内修理工、坡内ポンプ方など）の各「本人給」が算定さ

れねばならないが、この場合に夫々の炭鉱の炭層条件、労働過程の技術的条件によって各山の職種別労働者の構成比率は異なるから、各炭鉱の職種別「本人給」もまた異ってくることになる。すなわち、相対的に「本人給」の高い坑内直接夫の占める比重が高い炭鉱ほど、そちらに平均賃金源資が食われるわけだから、全体として他の炭鉱に比し相対的に賃金は低くなることとなる。このように全国統一賃金協定における統一「平均」賃金は、そのいわゆる職種別「山元展開」においてはますます「分裂」賃金の様相を露呈することになった。

分裂的要素は、扶養家族構成の相異、職種別構成の相異をつうじて、各炭鉱の間にもちこまれただけではない。第三に、それぞれの炭鉱の間では、坑内夫ないし坑外夫の平均「本人給」の職種別「山元展開」にさいして、たとえば坑内直接夫と坑内間接夫の間において、さらにはまた、坑内直接夫のなかでは採炭夫、掘進夫、仕繰夫の間において、という具合に、平均「本人給」のわく内で自己の職種の「本人給」をできるかぎり有利に決定しようとする各職種労働者グループ間のはげしいあつれきを必然的に生まざるをえなかったのである。

一九四七年の炭鉱全国統一賃金協定は、中小炭鉱労働者をふくむ全炭鉱労働者の「統一」賃金協定であったとはいえ、真の意味での統一賃金協定ではありえず、右にみるように炭鉱労働者のなかに分裂的要素をもちこむものであった。もちろんこの場合、夫々の炭鉱の職種別本人給が相異するということが、そのこと自体が問題なのではない。問題は、全国統一賃金協定が、職種毎の産業別最低賃金を規定するものではなく、平均賃金を規制したことから、統一賃金協定それ自体のなかに炭鉱労働戦線の分裂を助長する要因が内在されていたことにある。

平均賃金による産業別統一賃金協定は、「分裂」賃金的な要素を内在させただけでなく、炭鉱賃金を統制する手段としても機能した。統一賃金協定は、「各炭鉱に於ける基準賃金の平均額」として、坑外夫六五円、坑内夫

一〇八円と規定した。いうまでもなく、このような協定のもとでは独占資本とその政府は、坑内夫平均賃金×坑外夫在籍者数、坑内夫平均賃金×坑内夫在籍数によって、賃金の支払源資を全国的に、あるいはまた炭鉱ごとに統制することができる。それはまさしく、一九四七年六月、「二・一スト」後に成立した片山内閣における新物価体系下の「業種別平均賃金」が、国家独占資本主義による全般的な賃金統制であったのと軌を一にするものであった。<sup>(8)</sup>そして、このような全国協定による平均賃金統制のもとで山元賃金の「展開」がおこなわれる以上、そこには必然的に「分裂」賃金の要素が内在することになったのである。

(7) 産業別の全国統一賃金協定において、各炭鉱の坑外夫、坑内夫の「平均賃金」が協定されたとすれば、これは文字どおり全国協定をテコとする賃金統制に転化せざるをえず、外国では、このようなことは常識では考えられない。産業別の全国統一賃金協定において通常に協定されるのは、熟練度別の最低賃金である。総評のヨーロッパ賃金調査報告「ヨーロッパの賃金」(一九六一年)は、つぎのように書いている。「フランスには全国一律といつてよいような最低賃金制があつて、月額約二四、〇〇〇円が最低賃金制として保証され、その上に産業別最低賃金が定められているのだが、イタリアには全国一律の最低賃金制はない。それにかわるものとして、産業別に協定された最低賃金が、法律によって未組織労働者にも拡張適用されることになっている」(一一一頁)。

(8) 「米日反動勢力による戦後日本独占資本主義の復活のためのコースは、一九四七年を境として、一方では二・一スト禁止以後の占領当局の労働運動と民主主義運動にたいする乱暴な干渉と、他方では日本独占資本にたいするガリオア・エロアなどの資本援助や占領権力にささえられた国家独占資本主義による独占への生産資材・国家資金の集中と、労働者への賃金統制をもってはじめられた」。「政府・独占資本は、国家も、企業も、家計も赤字だから、労働者は企業の許容する範囲の最低の賃金で耐乏し、利潤生産を再建することが先決だ、と主張した。そこから、一九四七年社会党内閣による新物価体系のもとで、物価を戦前基準の約六五倍、賃金を約二七倍と算定することによって賃金を戦前の二分の一以下に釘付けし、しかも平均賃金によって支払賃金総額を制限する「業種別平均賃金」(一、八〇〇円ベース)と、それ以後のベース賃金方式が打ち出された」(向笠良一「戦後日本の低賃金と労働者階級」『講座・現代日本のマルクス主義』第三卷

一五六—一五七頁）。

## (3) 全国統一賃金協定を限界づけた諸要因

一九四七年、炭鉱労働組合全国協議会（炭協）による全国的な産業別統一賃金協定の獲得をめざす画期的な闘争は、かかる否定的な諸側面を生みだすにいたった。その根本的な原因は、ひとことでいえば、炭鉱労働運動の急激な前進を背景とする統一賃金協定獲得の闘争を、アメリカ占領軍の支配下にある国家独占資本主義が、独占資本の石炭統制の枠内に組み入れてゆくことに成功したという点にある、といつてよいであらう。この点では私たちは、何よりも全国統一賃金協定をめぐる炭協と日本石炭鉱業連盟との間の団体交渉が、アメリカ占領軍による「二・一スト」弾圧のその日に開始されている事実、注目しておく必要がある。つまり、炭協の統一闘争は、一九四六年五月の戦後第一回メーデー、食糧メーデー、「産別十月闘争」、四七年二月「二・一スト」と向上してきた戦後労働運動の全体的な昂揚が後退の局面をむかえたなかですんだのであって、その意味で真の全国統一賃金協定をたたかいとるだけの階級的な圧力は当初から弱められていたのである。くわえて、炭協内部における階級的な賃金理論の未熟という事情も作用していた。石炭鉱業連盟が、全国統一賃金協定のなかに「平均賃金」をもちこんできたのにたいし、反対の原則的な立場を堅持することができなかったのである。

もちろん、炭協の当初の要求は「平均賃金」要求であったわけではないし、炭協の内部には「平均賃金」にたいし断固として反対すべきだとする主張もあった。しかし、炭鉱労働運動の内部に、全体として資本の側からする「平均賃金」を断固拒否しえないような賃金理論における未熟さがあったことは否定しがたい。炭協の当初の要求は、「三〇才、三・五人家族で、勤続、技能、職種等が最低の条件にある坑外の労働者の生活が基準労働賃

金を維持できることを主眼」とし、坑内夫十八才、坑外夫十六才の「最低保障賃金」を要求してはいたのである。<sup>(9)</sup>しかし、十六才で単身のを基準とせず、三〇才、三・五人家族の坑外労働者の生計費を基準にして「最低」を主張したのは、産業別統一賃金要求としては明らかに自己矛盾であった。石炭独占資本は、占領軍による「二・一・一・一」弾圧を威嚇の材料としながら、この矛盾につけこみ、「平均賃金」への振り替えに成功したのである。<sup>(10)</sup>かくて、炭協、この全炭鉱労働者を包括する統一闘争の組織は、以上にみるような全国統一賃金協定の妥結結果をめぐり、大きく分裂の方向にむけて揺れ動くことになったのである。

(9) 日本炭鉱労働組合『炭労十年史』一二七—一二八頁。

(10) この点に関して『炭労十年史』は、つぎのように書いている。「この賃金交渉について炭協は『二・一・一・一』以後の客観状勢に応じ、『合理性を基本』としたといい、『科学性、合理性についての検討が不十分だった項目は交渉団の迫力を失うことになり従って目的を貫徹しえなかった』(プリント「炭協の今回の闘争概観」)し、また『賃金構成に内部的矛盾が生じていたことが中闘をして確信をもって炭協案を主張させるうえで障害』(プリント「中闘委員の報告要旨」)となつたことを認めている。具体的にはそれは、炭協が終始主張しつづけてきた『最低』の内容の混乱にあった。一六才で単身の最低条件のを基準とせず、三〇才、三・五人家族という中堅労働者の生計費を基準にして『最低』を主張したところにそもそも矛盾があった。この点を理論的に連盟に衝かれたばかりでなく、容易に『平均賃金』にすりかえられる弱点を内包していた」(一三〇頁)と。これは、最低賃金要求と最低賃金要求を同一視する傾向と呼応したわが国労働運動の当時における賃金理論の未熟を反映したものである。

## II 炭鉱労働戦線の流動化と炭労結成

### (1) 炭協の分裂——炭労・全石炭の結成

戦後炭鉱労働運動の展開過程(1)(戸木田)

前章の冒頭にも指摘したように、炭労（日本炭鉱労働組合）が、まず「日本炭鉱労働組合同盟」の名称をもって発足したのは、一九四七年十月のことである。これは、前述した「平均賃金」による全国統一賃金協定の妥結（四七年一月―三月、四月―九月協定）が、炭協に結集しつつあった炭鉱労働戦線をふたたび分裂させてゆく契機として作用し、炭鉱労働戦線の流動化がすすむなかで生じた一つの組織的な帰結であった。したがって、炭労指導の体質を歴史的にあきらかにするには、この全国統一賃金協定の締結を契機とする炭鉱労働戦線の流動化の過程についてふれておかねばならない。

「平均賃金」による全国統一賃金協定に関しては、その諾否をめくり炭協中央闘争委員会は激しく対立した。全炭系の中闘は「最低賃金」論を主張、民連・日鉱系は生活の困窮を理由に「平均賃金」でも早期妥結やむなしと主張、票決の結果は一応妥結やむなしという結論であった。ところが、炭協による統一賃金闘争にたいする大衆的批判の結果は、民連・日鉱系にかわって全炭系を炭協指導部に押し出すにいたり、その後、全炭系を主軸とする炭協の新しい指導方針をめくり、民連・日鉱系の反発が急速に強まることになったのである。

第一に、占領軍の指示によって増産協力機関に転化しはじめていた「全国石炭復興会議」の運営中止を申入れた全炭系の炭協新指導部の方針にたいし、炭連（日本炭鉱労働組合総連合、民連系により四七年五月結成、約十二万人）および日鉱系は反対の態度を表明していた。<sup>(1)</sup> 第二に、「二・一スト」後、占領軍と日本独占資本の了解と支持のもとに提起された片山内閣の炭鉱国管についても、全炭系の炭協新指導部は絶対反対であったが、片山内閣支持の立場をとる日鉱は必ずしも反対ではなかった。<sup>(2)</sup> 第三に、一九四七年十月以降の賃金要求案をめぐるでも、全炭系の炭協新指導部と炭連系が対立した。炭協の賃金専門委員会では、平均家族（二・六人）平均年令（二七才）、



勸統一年未満の坑外雑夫（最低職種）について、本人の所要カロリー二、四〇〇カロリーとした理論生計費三、三三七円〇八銭をもとに第二次要求案が提示されていたが、炭連系の西鉱連（西日本三井鉱山炭鉱組合連合会）の賃金専門委員は二、二〇〇カロリーを基礎とする賃金要求を最後まで強硬に主張し、委員会ではついに調整がつかなかった。

こうした一連の対立は、産別系全炭の指導理念と炭連（中立）・日鉱（総同盟系）の指導理念の相異から本来的に潜在していたのだが、いづれも一九四七年九月中にあいっいで公然たる対立として表面にあらわれたのである。かくて同年十月の炭協第五回大会は、炭連・日鉱系が退場して分裂大会となり、炭鉱労働戦線は、炭労・全石炭という二つの新しい組織に分裂してゆくことになった。

まず一九四七年十月、炭協の分裂と同時に炭労（日本炭鉱労働組合同盟）が、炭連を主力として日鉱をもふくめて結成された。この結成当時の炭労が、労働組合としてどのような指導上の性格をもつものであったかは、右の諸対立における炭連・日鉱の位置からして自ら明らかであるが、より端的には、結成大会において採択された賃金闘争方針に象徴されている。いわく、「中央交渉一本ですすみ、地方分散主義をあくまで廃する、石炭復興会議で『生産』に関する努力を充分につくすが、賃金闘争と併行して生産闘争を展開して生産の増強をはかる」と。ここでは、地方分散主義を廃止するという名目のもとに、山元の大衆闘争は意識的に廃除され、賃金闘争は中央の幹部交渉に解消されている。そのうえで、賃金引上げと引換えに生産増強に協力することになっており、労使協調主義が典型的にむきだしにされている。<sup>(3)</sup>

一九四七年十二月、この炭労の結成に対抗して、全石炭（全日本石炭産業労働組合）が結成された。これは全炭

系が、傘下の組合と炭協にのこった中立組合（全炭・炭連・日鉱いづれにも未加盟）を糾合したものである。ところが、この全石炭はそれから約一年余後の一九四九年三月、炭労への「無条件・裸合同」にふみきることになる。全石炭系の「無条件・裸合同」こそ、一定の限界のわく内であったとはいえ、広く知られるその後の炭労の戦闘的性格を附与することになるのであって、その意味からして炭労指導の性格を云々するにあたっては、無条件・裸合同の経過を避けてとおるわけにはいかない。

(1) 全国石炭復興会議は、一九四七年一月、経済復興会議の一環として結成された。石炭復興会議の背景には、いわゆる「傾斜生産」政策があり、この運動は、石炭協会（経営者団体）および民連（炭連）・日鉱によって推進されてきたものである。座別会議や全炭は当初、「生産管理の方式を全産業の管理にまで発展させ産業を社会化するという構想」を立てていたから、この運動への参加には消極的であったが、「二・一ゼネスト」への高まりのなかで、復興会議を「政治闘争へと大衆を啓蒙する場と考え」、四六年十二月正式参加にふみ切った（政治的ゼネストの前夜にあって、本来的な労資協調機関に「政治闘争へと大衆を啓蒙する場と考えて」参加したことは、労働運動の原則からして明かに誤りであった）。

一九四七年六月、片山社会党内閣が成立するとともに、石炭復興会議運動も活発となり、「現場から盛り上がる増産報国の熱意を結集した自主的運動」を展開することが決議されたが、この決議は民連・日鉱系が指導権を握っていた炭協の方針を骨子としたものであった。新たに、炭協の指導権を握った全炭系新指導部は、下部からの突き上げもあり、四七年九月、マックアーサー書簡にもとづく「五千万トン出炭」が石炭復興会議に提起されるや、石復会議の一時運営中止を申入れた。この申入れにたいし炭連（民連）代表は反対の態度を表明していた。

(2) 炭鉱の国家管理を定めた「臨時石炭鉱業管理法」は一九四七年十二月国会を通過、翌一九四八年四月一日から実施された。すでに独占炭鉱を頂点として石炭産業に対する国家独占資本主義的措置は生産から流通面にわたって完全に近かった。独占資本にとって国家管理は、それが労働者の国有化要求に水をさし、さらに独占炭鉱にたいする国家的補強が一層強められる限りで支持出来るものであった。事実、炭鉱国管は、第三者の立場からも、つぎのように評価される性格のものであった。

「炭鉱国管法では、第一に鉱区の国有が放棄されたばかりでなく、炭価面におけるメリット・システム、資金面における重点主義、資材面におけるポイント・システムなどの諸施策は、国管の枠外に残された。さらに実際の運用について国管の諮問機関である全国炭鉱管理委員会(全管)・地方炭鉱管理委員会(地管)には、指定炭鉱の指定基準とその適用に関する事項、年度・四半期の出炭計画に関する事項が附議されたにとどまり、炭鉱機械化の促進、労働条件の適正化、経営の民主化などの問題はまったく権限の外におかれた。かくて、国管法の客観的な役割はむしろ出炭督促の組織的な推進にあったというべきである」(松岡瑞雄『戦後九州における石炭産業の再編成と合理化』八一頁)。

階級的労働組合の立場をすくなくとも堅持しようとした全炭が、このような炭鉱国管に賛成できなかったのは、とうぜんのことであった。

(3) このような炭連・日鉱の労資協調主義に対し、これと対立していた産別系の全炭の指導がどのようなものであったか、対置しておくことは無駄ではあるまい。全炭指導部の理念は、全炭結成初期の「炭鉱労働組合争議指導方針」(草案)にはっきりとみられる。「争議(日常的組織闘争)ハ単ナル経済闘争に終始スルコトナク、内外ノ政治的闘争ヲ以テ現下昂揚セル民主的人民戦線ノ推進ノ為ニ自ラ之ガ担当者トナリ、残存セル反動的勢力ヲ徹底的ニ打破スル方向ニ進メラレネバナラス」。この方針には、経済闘争と政治闘争との結合、政治闘争の優位というマルクス主義的な階級的労働組合論の立場が明瞭に提起されており、炭連・日鉱の経済主義、協調主義とは基本的に立場を異にしている。

但し、このような基本的観点が、当時の全炭の現実の運動にどれだけ浸透していたかといえ、これは大いに疑問がある。たとえば一九四七年の「二・一ゼネスト」にたいし、産別傘下の全炭は二四時間ストを指令したのであるが、全炭九州地方本部は「我々の要求を第一として、容れられなければゼネストを敢行しても最低賃金と赤字補填の越冬資金を闘い取る」(全炭九州闘争委員会決定)と指示している。「二・一スト」、この政治的ゼネストが、ここでは個別的な経済要求を実現するための手段として位置づけられ、経済主義への傾斜がみられる。ここには、戦後急速に大衆的な運動に発展した、産別会議・全炭の限界がみられる。

## (2) 全国統一賃金協定の解体過程

戦後炭鉱労働運動の展開過程(1)(戸木田)

炭労の結成に対抗して全石炭の結成がすすみ、炭鉱労働戦線は完全に二分されたわけだが、それ以後、一九四九年三月、全石炭が炭労へ「無条件・裸合同」し、再びまがりなりにも炭鉱労働戦線の「統一」が一步前進するに至る一年余の間は、炭鉱労働者にとっては文字どおり苦難の時期であった。占領権力・日本政府・石炭独占資本が一体となり、炭鉱労働戦線の分裂を利して、一方では、「石炭非常増産対策要綱」、占領軍の「特別調査団」等々の圧力のもとで裸の労働強化が強要されるとともに、<sup>(4)</sup>他方では、統一賃金協定の実質がますますはねぬぎ、<sup>(4)</sup>されていったからである。

もちろん、階級的労働組合としての全炭の伝統をひきついだ全石炭は、「石炭非常増産対策要綱」の強要、「統一賃金」協定の骨ぬぎにたいして、懸命に組織的抵抗をすすめた。しかしながら、炭労の側がつねに先行して後退をつづけ、しかも占領権力・日本政府・石炭独占資本の一体となった圧力が絶えず加わる条件のもとでは、効果的に反撃することはできず、全石炭もまた後退をよぎなくされていったのであった。この炭鉱労働運動の後退を、賃金協定の妥結結果によって指標すると、つぎのようになる。

まず、一九四七年十月―四八年三月賃金協定では、基準賃金すえおき、「石炭非常増産対策要綱」の協約化とひきかえに「増産奨励金」を支給されるという結果にとどまった。<sup>(15)</sup>また、一九四八年四月―九月協定では、占領権力のたえざる圧力のもとで、従来は基準外賃金とされていた生産奨励金的な「特別団体賞与」が、団体能率給として基準賃金の本人給のなかに組みこまれた。しかもその場合の標準能率としては、「要綱」による労働時間延長と、「調査団」の督促による労働強化で戦後最高の能率をあげた四七年一〇月―四八年一月の出炭能率実績の九九%が採用された。そればかりか、紛争処理機関の設置、さらには統一協定による基準「外」賃金の規制

（協定上の「基準外賃金」以外の賃金はすべて協定された基準賃金額のワク内から支給されることとなり、各社各山におけるこの点での「ふくらまし」が抑止された——のちに一九五四年—五五年以降のいわゆる炭労「職場闘争」のなかでこれは徐々に突破されることになる）まで強要されたのであった。<sup>(6)</sup>

炭鉱労働戦線が炭労と全石炭に二分され、「二つの統一賃闘」のもとでよぎなくされてきたかかると統一賃金協定の骨ぬぎにたいし、共同闘争の再開が下部組合員から要求されたのは当然である。こうして一九四八年十月—四九年三月の賃金協定については、ふたたび炭労・全石炭の共同闘争が組まれることになる。だが、一九四八年十二月、経済九原則のもとで妥結を強要された新賃金協定（いわゆる四八年十二月協定）の実質は、炭鉱労働者にとっていっそう不利なものとなった。

第一に、全坑員にたいする「特別団体賞与」支給にあたっての標準能率、請負給者（採炭夫、仕繰夫、掘進夫）にたいする請負賃金支給にあたっての標準作業量が、いづれも一九四八年四月—九月の一人一日当り出炭能率の一〇％増となり、これは事実上は実質賃金の低下を意味した。<sup>(7)</sup>

第二に、従来、各社各山に任されていた請負給者にたいする標準作業量についても、このときいらい中央協定においてその基準が設定されることになった（「特別団体賞与」に見合う標準能率はすでに協定で設定されていたが）。これはすでにみた一九四八年四月協定による基準「外」賃金の規制とともに、地方交渉、山元交渉を封殺し、すべての事項の中央交渉への吸い上げ、中央協定によるいわゆる山元闘争のしめつけにはかならない。<sup>(8)</sup> これいご炭鉱労働者は、賃金改訂のたびごとに標準作業量の引き上げを強要され、標作問題は炭鉱労働者のえんさの標的となり、やがては請負給撤廃要求に発展する。

第三には、協定「覚書」に、「炭鉱の自然条件等により、本協定実施後、事実上協定額支払不能の炭鉱が生じた場合は、労使間において別途協議善処するものとする」という一項が挿入されたことである。この条項は、ひきつづき一九四九年四月―六月の賃金協定においては、いわゆる「特殊炭鉱」問題として論議をよび、「協定どおり支払うと必然的に経理上の行き詰り」をきたすおそれのある「特殊炭鉱」は協定除外ということになる。こうして、一九四八年十二月協定は、「支払能力」による賃金格差を協定のうえで是認し、統一賃金協定を實質上さらに崩してゆく契機となった。<sup>(9)</sup>

炭労・全石炭の共同闘争が組織されたにもかかわらず、一九四八年十二月協定が以上にみるような重要な一歩後退をうちに含むにいたったについては、これが一九四八年十二月のいわゆる「経済九原則」の強行と軌を一にしていることが注目されねばならぬ。

アメリカ帝国主義による「経済九原則」を、こゝとした日本独占資本の蓄積基盤の再編成は、石炭産業にたいしても重大な影響をあたえた。インフレーション政策の転換にともなう石炭補給金の打切り、復金融資の停止、石炭にたいする国家統制撤廃の方向が、大手・中小炭鉱をふくめた統一賃金協定の経済的基礎を動揺させたばかりか、<sup>(10)</sup>他方では、電力九分割、太平洋岸の精油所再開によって、アメリカ帝国主義によるエネルギー支配の布石がすでにうたれようとしていた。<sup>(11)</sup>

このような状況のもとで、四八年十二月協定をめぐる賃金交渉にたいしては、占領軍の干渉はいっそう露骨であった。たとえば、「経済九原則」が発表された翌十二月二〇日には、当時争議中であった電産・海員・私鉄・全織の各組合とともに炭労・全石炭は、「ただちに闘争を中止せよ、もし、ストを続行するならばスト権を失う

おそれがある」と占領軍から重大な警告をうけている。<sup>(12)</sup>かかる占領政策の強圧は、統制撤廃後の企業間競争の激化を予想した石炭資本の賃金抑制とあいまち、炭労・全石炭の共闘復活にもかかわらず、炭鉱統一賃金協定についてさらに重大な一歩後退を結果せずにはおかなかったのである。

(4) 一九四七年十月、片山首相宛マッカーサー書簡にもとづき「石炭非常増産対策要綱」が閣議決定された。それは「作業の機械化によるよりも、むしろ労働時間延長と能率給制による単位時間当り能率の引上げという、労働力を槓杆とする増産対策であった」(前出・松岡著六九頁)。占領軍総司令部も「総司令部石炭生産調査団」を派遣し出炭を督促したから、石炭増産はいわば至上命令として労働者の過重労働を強要した。

(5) 全石炭が、「石炭非常増産対策要綱」の協約化といった労資協調条項を呑まざるをえなかったのは、炭労が先行して協定していたという事情もあるが、基本的には「占領軍権力のもとで解決を迫られることになった」(「炭労十年史」一八二頁)ためである。もつとも、下部組合が鉱業連盟の強引な切崩しによって崩されはじめたことにもその一因はある。たとえば、全石炭九州の山元では、迫りくる四七年々末の生活困窮にたいし、全石炭を脱退し増産対策の協約化を呑まなければ「増産奨励金」は支給しないという攻撃がくわえられた。(いわゆる「黄犬契約」事件)。全石炭傘下の組合においてさえ、部分的にこのような「黄犬契約」の強要に耐ええなかったのは、当時の炭鉱労働組合運動、したがってまた日本労働組合運動の水準を指標する。

(6) 全石炭は、炭労の交渉がこの時も先行し苦境にたっていたが、全国一斉ストまたは地方一斉ストは占領軍の弾圧不可避という判断(事実、二・一スト後のストライキは軒なみに総司令部、地方政部による介入、警告を免れえなかった)にたち、産別のいわゆる「地域人民闘争」の方針に立脚しながら、波状的な地方ストライキ、サボタージュで抵抗した。

しかし、当時の全官公労働者一五〇万の全国的な地方ストにたいし、「計画的な、連らなつたスト」を禁止する「マールカット覚書」が出され、同「覚書」は炭鉱にも適用されるとして、全石炭の闘争に対しても圧迫が加えられた。かくて、全石炭は実力行使の圧力をぬきにして団交をよぎなくされ、再び屈辱的な協定の前に屈した。

(7) 一九四八年十月―四九年三月賃金協定では、基準賃金は坑外夫(成人)二一六円、坑内夫三六三円で、四八年四月―九月協定の一六〇円、二九〇円にくらべると、それぞれ三五%、二五%の上昇である。だが、この間に消費者物価指数は、

四八年六月三四三・九から十二月四五九・〇と約三五%上昇しており、実質賃金はむしろやや低下という状況にあったといつてよい。しかも、坑内夫のなかの請負給者のばあい、標準基準賃金に対応する標準作業量が、まえの賃金協定期間（四八年四月―九月）の作業実績の一〇%増に引上げられたわけだから、労働支出と照応する「実質賃金」は、大巾な低下であった。

(8) 一九四八年十月―一九四九年三月協定以前では、標準作業量は、全国統一賃金協定には明記されず、したがって、たとえば強力な山元闘争を進めてきた全炭・全石炭系の炭鉱では、山元の力関係で標準作業量を抑制することが可能であった。標榜の全国協定による規制は、このような強力な山元組合の闘争を封殺する役割を果たした。

(9) 「特殊炭鉱」は協定賃金支払について除外するという一九四九年四月―六月協定の覚書は、全国統一賃金協定崩壊の契機になっただけでなく、より重要な点として、炭鉱労働運動をいわゆる「企業主義」ペースにまきこんでいったことが指摘されておかねばならぬ。すなわち、次の四九年七月―十二月賃金についての闘争方針として、炭労第八回中央委員会（一九四九年八月）は、「要求額を決定するにあたっては『現在の経理事情、過去の賃金支払状態、将来の経理事情』等についても『十分検討』せよ」といい、『闘争方法』のなかでも『徹底的な経理分析』をとくに強調」（炭労十年史）二六九頁）している。

(10) 戦後一時期の傾斜生産とインフレーション政策は、各山の生産費を基礎とした「山元原価補償制」によって、石炭資本をして原価の「水増し」により赤字をふやせばそれだけ国家からの補給金がもらえるという状態をつくりだしたし、また、一九四六年下期から四八年上期にかけての炭鉱向復金融融資総額は、その間の「水増し」された炭代収入総額にほぼ匹敵する大きな額にのぼっていた（松岡瑞雄「戦後九州における石炭産業の再編成と合理化」二三頁、六一頁、参照）。戦後初期の中小炭鉱をふくむ全国統一賃金協定が、こうした石炭国家統制と傾斜生産をその経済的基礎としていたことは否定しがたい。したがって、経済九原則、ドッジ・ラインによる石炭補給金の打切り、復金融資の停止は、資本をして必然的に全国統一賃金協定を、「支払能力」による企業別格差賃金の方向に転換させずにはおかなかった。

(11) 太平洋岸精油所の再開は、一九四九年「ノール報告」による勧告、五〇年一月までに再開すべしとする指令をもつて開始されたが、これは、G・H・Qによる日本発送電の解体、電力九分割による再編成とともに、アメリカ帝国主義の対日エネルギー支配の布石であった。



「経済九原則、……その本質は一九四七年—四八年の恐慌のひとつの発展ともいべきものであり、実体的には『アジア・マーシャル・プラン』の一環として日本に対する経済援助拡大の基礎政策としての性格をもったものであった。……その政策の指向するところは究極において、日本資本主義のアメリカ独占資本に対する経済的従属の方向を決定的ならしめんとすることであった。電力再編成は、昭和五年の太平洋岸精油所再開指令に発する石炭資本進出の準備とともに、この従属化政策の重要な一環としてエネルギー産業再編成の一時期を形成するものであり、電力資本固有の意義としては、これを契機とした資本技術プラントの侵入にみられるように、対米従属への体制を整備したもとして、その歴史の意義が注目される」（政治経済研究所「日本の電力産業」二二—二三頁）。

そして、かかる石油および電力産業の従属的再編成こそ、一九五五年以降の「高度蓄積」過程において顕在化する石炭産業の構造的危機を規定したもつとも基本的な原因である。

(12) 一九四八年十二月二十日、すなわち「経済九原則」が発表された翌日、炭労・全石炭・炭鉱協代表がマッカーサー元帥より吉田首相宛に発した書簡の内容として、占領軍から勧告された事項は次の通り。

「(1)生産を阻害するような労資間の紛争を許さない。(2)共闘代表はただちにいま(十二月二十日、午前十二時十分)から石炭鉱業連盟とひぎをまじえて解決せよ。そうでないと争議中止指令が出るだろう。(3)交渉においては出炭能率をあげることを重視すべきである。(4)日本復興を日本国民みづから考えないとすれば、アメリカは今後援助をやめる」等々(「炭労十年史」二二三—二四頁参照)。

### (3) いわゆる炭労組織の定着—全石炭の「無条件裸合同」と日鉱の脱退

全石炭の炭労への「無条件・裸合同」は、一九四九年三月、前節にみるような状況を背景にしてすすんだ。当時、全石炭はいまだに九州二〇組合、四万二千、北海道七〇組合、七万四千の勢力を擁していたのであり、その加入は、炭労の戦闘的な性格を多かれ少かれ代表したといつてよいであらう。

この炭労・全石炭の「無条件・裸合同」がすすんだについては、以下のような条件をあげることができる。第

一に、すでにみた一九四八年十二月賃金協定における決定的な後退が、両組織の分断による賃金闘争の不利を双方につよく認識させずにはおかなかつたこと。第二には、前出・全炭の「争議指導方針」（第二章第一節、炭協の分裂、註3参照）に代表されるように、日常的な経済闘争と内外の政治闘争との結合という立場をとってきた全炭――↓全石炭が、「賃金闘争と併行して生産闘争を展開して生産の増強をはかる」といった方針をとる炭労との合同を、その両者における組織的性格、運動方針の明確な相異にもかかわらず、「賃金闘争の苦杯にかんがみ、いまこそ即時無条件合同統一すべきである」という経済主義的な結論でわりきつたこと。第三に、炭労のなかの日鉱系（綏同盟系）は別として、主力をなしてきた炭連系もまた「賃金闘争の苦杯にかんがみ、いまこそ即時無条件合同統一すべきである」という全石炭の方針を、けっきょく承認したこと、等々が統一を促進したといつてよい。ともあれ、この合同の結果、その後の炭労の体質として、戦闘的要素がつけくわつたことは否定しがたい。

しかし、それにしても、ここでの統一の思想が、結局のところきわめて経済主義的であり、あるいはまた炭鉱固有のおくれた義理・人情にねざした仲間意識を反映していることもまた指摘しておかねばならぬ。アメリカ帝國主義と日本独占資本の政治・経済両側面にわたる反動的支配が、中国革命の発展を契機としていつそう露骨になつてきているとき、労働戦線の統一が強く要求される客観的な条件があつたことはまちがいない。しかし、このような経済主義的な統一によって対応できるような性質のものではなかつたことも、またたしかである。にもかかわらず、この経済主義的な体質は、その後も根強く炭労にはのこされることになる。それは、一九五二年の六三スト、それ以後の職場闘争、一九六〇年の三池闘争と、戦後労働運動史に記録される重要な諸闘争にも一貫して底流としてあつたということができるわけだが、この点についてはまた後述することにしよう。

このようにして、一九四九年三月、全石炭はその組織を發展的に解消して炭労に合同した。だがその反面、一九四九年十一月、こんどは中小炭鉱組合を主力とする日鉱系が炭労から離脱した。つまり、戦後の炭鉱労働運動において組織的にも戦線が統一していた時期は、わずか九カ月間だったことになる。

日鉱の離脱は、炭労単一化問題を直接の契機とするといわれる。<sup>(13)</sup>当時、炭労内部の炭連・日鉱の組織を解散し、炭労単一化が日程にのぼっていたのであるが、日鉱は組織を解散することを最後まで拒否したのである。それは、日鉱の職業的幹部が解散によって組織的足場をうしなうことをおそれたという事情もあるが、より基本的には、総同盟・日鉱という一貫した反共・協調主義の立場から、国際自由労連への結集を指向する全労会議準備会への参加が、GHQ労働課の指導のもとに進みつつあったことによるといわねばなるまい。<sup>(14)</sup>

しかし、このような日鉱指導部の動きを許した反面には、「炭労十年史」(日本炭鉱労働組合著)じたいも指摘するように、「炭労の大手中心的傾向」<sup>(15)</sup>にたいして中小炭鉱組合員のはげしい不満があったことも、みのがせないであろう。たとえば、すでにふれたように一九四九年四月―六月の統一賃金協定では、「協定どおり支払うと必然的に経理上の行き詰り」をきたすおそれのある「特殊炭鉱」は除外するとして、「支払能力」による賃金格差が資本の側から強要されたのであるが、つぎの一九四九年七月―十二月協定の段階では、石炭国家統制の撤廃(一九四九年九月)という状況のもとで、炭労指導部じたいが、企業格差による大手・中小別の賃金格差を容認する態度をとったという事情がある。すなわち、四九年七月―十二月協定の交渉においては、自ら統一交渉をうちきり、各社毎の資本別交渉を要求し、大手労組の企業主義セクトをむきだしにさせたのである。<sup>(16)</sup>

しかも、あえてここで指摘しておく必要があるのは、旧炭連系の大手労組のみならず、旧全炭・全石炭系の左

派大手組合までもが、当時の産別のいわゆる「地域闘争方針」に立脚しながら、結論的には統一交渉の放棄を主張していたことが指摘されねばならない。地域闘争方針にもとづくこの主張は、旧炭連系の大手組合が、この時期にいたるまで一貫して山元闘争を軽視し、中央交渉のみに傾斜した傾向にたいする批判としては正当であったが（もつとも、四九年七月—十二月賃金交渉においては、旧炭連系はいわゆる大手労組のセクト的な利害から、率先して資本別交渉への移行を主張していた）、産業別労働組合運動としては、事実上、産業別統一協定の放棄を結果したのであって、その意味では原則上の誤りをふくんでいたといわざるをえない。

要するに、一九四九年七月—十二月協定の段階では、結果的にいって、旧炭連系、旧全炭・全石炭系をふくめて炭労大手はいわゆる「企業主義」セクトを前面におしだしたのである。ときあたかも、「経済九原則」を背景として石炭産業にたいする国家統制が撤廃されようとしており、炭鉱労働者は米日独占の集中砲火のもとにおかれていた。したがって、客観情勢からすれば、産業別統一闘争を基軸として、地域的・全国的に他産業労働者との共闘を發展させ、統一戦線を固めることが強く要求される時期にあった。このような時期に大手「企業主義」がおしだされたわけであるから、中小炭鉱の組合員が、「階級的連帯性ということがいかに空理空論にすぎなかったか」と、統一交渉放棄の賃闘方針を決定した第二二回定期大会（一九四九年五月）において発言したのも、とうぜんであった。<sup>(17)</sup>日鉱の炭労離脱については、反共・協調主義の立場からする国際自由労連への指向という路線が基本にあったのはたしかであるが、炭労が日鉱傘下の山元組合員をして炭労残留の積極的な意思を表明させえなかったについては、統一交渉の放棄、資本別・地方別交渉への移行という、炭労の大手中心的な指導にたいする激しい不満があったことにその一因がある。

こうして、炭鉱統一賃金については、言葉の真の意味での産業別統一交渉は、その後ふたたびもたれることはなかった。その後も統一交渉という名称はのこったが、その具体的な形態は、企業の支払能力による格差を前提とした大手・地方大手・中小A・B・Cランク別交渉にほかならず、また炭労大手組合としては、真の意味での産業別統一交渉・統一協定に還元しようとする目的意識的な努力を十分に積みあげるでもなかった。炭鉱統一賃金は、これ以後、一方では大手・中小ランク別の格差をもった統一賃金に転落すると同時に（それはもはや言葉の真の意味における産業別統一賃金ではない）、他方では、標準作業量や基準外賃金を統一協定によって規制し、山元闘争を封殺する資本の武器に転化していった（第3表）。

ところで一九四九年十一月、日鉱の職業的幹部は、こうした炭労の大手中心的な傾向にたいする傘下組合員の不満を利用しながら、炭労を脱退、国際自由労連への結集を指向する全労会議準備会への参加にふみきっていったのだが、炭労じたいの国際労働戦線にたいする態度はどうであったのか。この点にかんするかぎりでは、全労会議への加盟を否決した炭労第四回臨時大会（一九四九年九月）もまた、「国際的には自由世界労連（自由労連）や炭鉱労組世界労連（自由労連系）を指向する」という態度を過半数で決定していた。すなわち、「無条件、裸合同」した全石炭系は世界労連指向を主張していたが、炭連系は日鉱系とともに自由労連を支持するという態度をとっていたのである。ここには、当初の炭労の右寄りの位置がはっきりとみられる。

ともあれ、日鉱の脱退によって、炭労の単一化は急速に進展することになった。すなわち、一九四九年十一月、炭連は日鉱の脱退に呼応して解散大会をひらき、翌一九五〇年四月、炭労は、「日本炭鉱労働組合同盟」から「日本炭鉱労働組合」と名称を変更・組織的に単一化した。炭鉱労働戦線は、これ以後、これまでの目まぐるし

第3表 炭鉱労組組織系統及び賃金闘争方式推移表

項目年	組織	賃金闘争				特徴的な闘争																																																																																																																								
(昭三〇年)						中国・朝鮮人の蜂起																																																																																																																								
(昭三一年)		<table border="1"> <tr> <th>当時者</th> <th>協定期間</th> <th>交渉方式</th> <th>内容 {坑内(円) 坑外}</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>連盟：炭協</td> <td>11~9月</td> <td>統一交渉 ↓ 集団交渉</td> <td>1~2 { 95円 60 110 } 3 { 60 60 } 4~9 { 108 65 }</td> <td>スライド制(不実施)</td> </tr> <tr> <td>連盟：炭労</td> <td>10~9月</td> <td>並行交渉 ↓ 集団交渉</td> <td>10増産準備金 3生産奨励金 4 { 290 160 } 9</td> <td>1~3「要綱」 協約化 稼働率設定 能率対処 ・紛処</td> </tr> <tr> <td>連盟：全石炭</td> <td>10~9月</td> <td>共闘 ↓ 統一交渉</td> <td>{ 363 216 }</td> <td>屈辱的協 定作引上</td> </tr> <tr> <td>連盟：炭労 連盟：全石炭 連盟：炭鉱協</td> <td>10~3月</td> <td>共闘 ↓ 統一交渉</td> <td>{ 363 216 }</td> <td>「特殊炭鉱」</td> </tr> <tr> <td>連盟：炭労</td> <td>4~6月</td> <td>集団交渉</td> <td>{ 363 216 }</td> <td>“特殊炭鉱”</td> </tr> <tr> <td>大手 各社</td> <td>7~12月</td> <td>個別 ↓ 集団</td> <td>{ 363 216 } { 363 216(例外) }</td> <td>統一交渉 崩壊</td> </tr> <tr> <td>大手</td> <td>1~12月</td> <td>資本別 個別</td> <td>{ 363 216 }</td> <td>GHQ 介入</td> </tr> <tr> <td>中小</td> <td>1~12月</td> <td>個別</td> <td>{ 363 216 }</td> <td>レッド・パージ</td> </tr> <tr> <td>大手</td> <td>1~9月</td> <td>個別</td> <td>{ 497(三井) 272 }</td> <td>請負給 賃下げ</td> </tr> <tr> <td>中小</td> <td>1~9月</td> <td>個別</td> <td>{ 450~363 260~216 }</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大手</td> <td>10~9月</td> <td>ブロック 別グループ 別</td> <td>{ 550 340 } { 550~432 340~264 }</td> <td>交渉方式 で中労委 斡旋</td> </tr> <tr> <td>中小</td> <td>10~9月</td> <td>ブロック 別グループ 別</td> <td>{ 550 340 } { 550~432 340~264 }</td> <td>交渉方式 で中労委 斡旋</td> </tr> <tr> <td>大手</td> <td>10~9月</td> <td>統一交渉 (集団交渉)</td> <td>{ 589 364 } { 589~432 364~264 }</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小</td> <td>10~9月</td> <td>統一交渉 (集団交渉)</td> <td>{ 589 364 } { 589~432 364~264 }</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大手</td> <td>10~9月</td> <td>集団 交渉</td> <td>{ 589 364 } { 589~432 364~264 }</td> <td>スト規制法反対闘 争・三鉱連 113日 闘争・各企業連企 反闘争</td> </tr> <tr> <td>中小</td> <td>10~9月</td> <td>集団 交渉</td> <td>{ 589 364 } { 589~432 364~264 }</td> <td>スト規制法反対闘 争・三鉱連 113日 闘争・各企業連企 反闘争</td> </tr> <tr> <td>大手</td> <td>10~9月</td> <td>対角線 交渉</td> <td>{ 562~435 342~270 } +29 +24</td> <td>中小賃下 げ協定</td> </tr> <tr> <td>中小</td> <td>10~9月</td> <td>対角線 交渉</td> <td>{ 562~435 342~270 } +29 +24</td> <td>中小賃下 げ協定</td> </tr> <tr> <td>大手</td> <td>10~12月</td> <td>対角線 交渉</td> <td>+10.4 +9.5</td> <td>交渉方式 で7条2 号違反申 立</td> </tr> <tr> <td>中小</td> <td>10~12月</td> <td>対角線 交渉</td> <td>+10.4 +9.5</td> <td>交渉方式 で7条2 号違反申 立</td> </tr> <tr> <td>大手</td> <td>1~12月</td> <td>対角線 交渉</td> <td>+20 +20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小</td> <td>1~12月</td> <td>対角線 交渉</td> <td>+20 +20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大手</td> <td>1~12月</td> <td>復ア ッ</td> <td>元7 ア10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小</td> <td>1~12月</td> <td>復ア ッ</td> <td>元7 ア10</td> <td></td> </tr> </table>	当時者	協定期間	交渉方式	内容 {坑内(円) 坑外}	備考	連盟：炭協	11~9月	統一交渉 ↓ 集団交渉	1~2 { 95円 60 110 } 3 { 60 60 } 4~9 { 108 65 }	スライド制(不実施)	連盟：炭労	10~9月	並行交渉 ↓ 集団交渉	10増産準備金 3生産奨励金 4 { 290 160 } 9	1~3「要綱」 協約化 稼働率設定 能率対処 ・紛処	連盟：全石炭	10~9月	共闘 ↓ 統一交渉	{ 363 216 }	屈辱的協 定作引上	連盟：炭労 連盟：全石炭 連盟：炭鉱協	10~3月	共闘 ↓ 統一交渉	{ 363 216 }	「特殊炭鉱」	連盟：炭労	4~6月	集団交渉	{ 363 216 }	“特殊炭鉱”	大手 各社	7~12月	個別 ↓ 集団	{ 363 216 } { 363 216(例外) }	統一交渉 崩壊	大手	1~12月	資本別 個別	{ 363 216 }	GHQ 介入	中小	1~12月	個別	{ 363 216 }	レッド・パージ	大手	1~9月	個別	{ 497(三井) 272 }	請負給 賃下げ	中小	1~9月	個別	{ 450~363 260~216 }		大手	10~9月	ブロック 別グループ 別	{ 550 340 } { 550~432 340~264 }	交渉方式 で中労委 斡旋	中小	10~9月	ブロック 別グループ 別	{ 550 340 } { 550~432 340~264 }	交渉方式 で中労委 斡旋	大手	10~9月	統一交渉 (集団交渉)	{ 589 364 } { 589~432 364~264 }		中小	10~9月	統一交渉 (集団交渉)	{ 589 364 } { 589~432 364~264 }		大手	10~9月	集団 交渉	{ 589 364 } { 589~432 364~264 }	スト規制法反対闘 争・三鉱連 113日 闘争・各企業連企 反闘争	中小	10~9月	集団 交渉	{ 589 364 } { 589~432 364~264 }	スト規制法反対闘 争・三鉱連 113日 闘争・各企業連企 反闘争	大手	10~9月	対角線 交渉	{ 562~435 342~270 } +29 +24	中小賃下 げ協定	中小	10~9月	対角線 交渉	{ 562~435 342~270 } +29 +24	中小賃下 げ協定	大手	10~12月	対角線 交渉	+10.4 +9.5	交渉方式 で7条2 号違反申 立	中小	10~12月	対角線 交渉	+10.4 +9.5	交渉方式 で7条2 号違反申 立	大手	1~12月	対角線 交渉	+20 +20		中小	1~12月	対角線 交渉	+20 +20		大手	1~12月	復ア ッ	元7 ア10		中小	1~12月	復ア ッ	元7 ア10
当時者	協定期間	交渉方式	内容 {坑内(円) 坑外}	備考																																																																																																																										
連盟：炭協	11~9月	統一交渉 ↓ 集団交渉	1~2 { 95円 60 110 } 3 { 60 60 } 4~9 { 108 65 }	スライド制(不実施)																																																																																																																										
連盟：炭労	10~9月	並行交渉 ↓ 集団交渉	10増産準備金 3生産奨励金 4 { 290 160 } 9	1~3「要綱」 協約化 稼働率設定 能率対処 ・紛処																																																																																																																										
連盟：全石炭	10~9月	共闘 ↓ 統一交渉	{ 363 216 }	屈辱的協 定作引上																																																																																																																										
連盟：炭労 連盟：全石炭 連盟：炭鉱協	10~3月	共闘 ↓ 統一交渉	{ 363 216 }	「特殊炭鉱」																																																																																																																										
連盟：炭労	4~6月	集団交渉	{ 363 216 }	“特殊炭鉱”																																																																																																																										
大手 各社	7~12月	個別 ↓ 集団	{ 363 216 } { 363 216(例外) }	統一交渉 崩壊																																																																																																																										
大手	1~12月	資本別 個別	{ 363 216 }	GHQ 介入																																																																																																																										
中小	1~12月	個別	{ 363 216 }	レッド・パージ																																																																																																																										
大手	1~9月	個別	{ 497(三井) 272 }	請負給 賃下げ																																																																																																																										
中小	1~9月	個別	{ 450~363 260~216 }																																																																																																																											
大手	10~9月	ブロック 別グループ 別	{ 550 340 } { 550~432 340~264 }	交渉方式 で中労委 斡旋																																																																																																																										
中小	10~9月	ブロック 別グループ 別	{ 550 340 } { 550~432 340~264 }	交渉方式 で中労委 斡旋																																																																																																																										
大手	10~9月	統一交渉 (集団交渉)	{ 589 364 } { 589~432 364~264 }																																																																																																																											
中小	10~9月	統一交渉 (集団交渉)	{ 589 364 } { 589~432 364~264 }																																																																																																																											
大手	10~9月	集団 交渉	{ 589 364 } { 589~432 364~264 }	スト規制法反対闘 争・三鉱連 113日 闘争・各企業連企 反闘争																																																																																																																										
中小	10~9月	集団 交渉	{ 589 364 } { 589~432 364~264 }	スト規制法反対闘 争・三鉱連 113日 闘争・各企業連企 反闘争																																																																																																																										
大手	10~9月	対角線 交渉	{ 562~435 342~270 } +29 +24	中小賃下 げ協定																																																																																																																										
中小	10~9月	対角線 交渉	{ 562~435 342~270 } +29 +24	中小賃下 げ協定																																																																																																																										
大手	10~12月	対角線 交渉	+10.4 +9.5	交渉方式 で7条2 号違反申 立																																																																																																																										
中小	10~12月	対角線 交渉	+10.4 +9.5	交渉方式 で7条2 号違反申 立																																																																																																																										
大手	1~12月	対角線 交渉	+20 +20																																																																																																																											
中小	1~12月	対角線 交渉	+20 +20																																																																																																																											
大手	1~12月	復ア ッ	元7 ア10																																																																																																																											
中小	1~12月	復ア ッ	元7 ア10																																																																																																																											

(註)『炭労十年史』関係資料集による

立命館経済学(第十六巻・第一号)

い流動的狀態に終止符をうつ。炭労は、名実ともにいわゆる「炭労」としてその組織的性格をつくりあげてゆき、「日鉱」(のちに全炭鉱)に対抗して、炭鉱労働戦線の主流を形成することになる。

(13) 日本炭鉱労働組合「炭鉱十年史」二七一頁。

(14) この点について、元総評事務局長高野実氏はつぎのように書いている。

「総同盟は、一九四八年一月十五日の中央委員会において『労働組合民主化運動を促進する』ことを決議した。その翌月十三日、産別会議の中で苦杯をなめていた細谷松太らが、産別民主化同盟を旗上げした。われわれは国鉄反共連盟と結んで、全国労働組合会議準備会を組織した。しかし、職場大衆の側からはいつこうに歓迎されなかった。それは、理屈は色々あるにしても、分裂主義だという直感があったためであろう。総司令部との関連の臭いがしたのもたしかであろう」。

(高野実「日本の労働運動」、岩波新書九五頁)。

(15) 炭労「炭労十年史」二七八頁。

(16) この点については、「炭労十年史」じたい、次のように書いている。「四月〜六月闘争(註・一九四八年)の際は連盟の地方交渉要求によく抵抗した炭労が、七月以降の場合は最初から地方交渉への含みをもった方針を出していた(前出・註9を参照)……。四月〜六月闘争の経験、さらにその後の石炭情勢の進展等からして、全国画一賃金がもはや望むべからざるものであったことはたしかであった。が、それはただちに統一交渉、統一協定を放棄せねばならない理由となるとは思はれない。にもかかわらずそれは、中小代議員の必死の反対を押しきって、さほど大問題ともされずに決定されている。それは、一言でいうならば、企業毎にやればより有利なものが比較的早くとれるという大手筋組合の意向が大勢を制したためではないかとおもわれる」(「炭労十年史」二六六―二六九頁)。

(17) 炭労「炭労十年史」二六二―二六三頁。

### III 一九五二年「六三日スト」をめぐる問題

#### (1) 一九五二年「六三日ストライキ」の必然性

戦後炭鉱労働運動の展開過程(1)(戸木田)

戦後炭鉱労働戦線の流動的な状態は、日鉱が「炭労」から離脱し、炭労が一九五〇年四月、「日本炭鉱労働組合」の名称のもとに、組織の単一化をすすめたのを画期として、基本的には終止符をうつ。そしてまた、いわゆる炭労という一般的な略称が、それにふさわしい実質をもって通用するようになったのも、この時期以降であるといつてよいであろう。総同盟系の日鉱を含めた「炭労」など、もはや今日の常識からすると、炭労という略称のもつイメージとは全く異質のものである。

ところで、周知のように炭労は、この時期以降、戦後日本労働運動史において段々と指導的な地位を占めるようになってゆく。一九五二年秋の賃金闘争、いわゆる六三スト、一九五三年の、三鉱連「英雄なき一一三日の闘い」、さらには、労働組合運動の新しい方向をしき、するとさきいわれた花々しい職場闘争、そして一九六〇年の三井三池闘争、このようにならべてみると、私たちは、戦後の労働運動において炭労の果たしてきた積極的な役割を率直に評価せざるをえないであろう。だが私はこの小論においては、これら諸闘争の積極的な側面について論じてゆくつもりはない。この点に関してはすでに多数の論文が書かれているし、またこの戦後炭労史の冒頭において提起した主題、すなわち、今日の炭労にみる組織的後退と危機的な状態をもたらした指導上の弱点をあきらかにする点からすれば、むしろこれら花々しく戦後労働運動史をいろどった諸闘争の消極的な側面こそが、歴史的に系統的にあきらかにされねばならないと考えるからである。

問題は、これらの諸闘争が産業別組織「炭労」の威名を内外にとどろかせたのはたしかであったとしても、実質的には、大手炭鉱中心の自然成長的な、経済主義的闘争のワクを出るものではなく、さらにいえば、企業主義的な闘争性をこえるものではなかったという点にある。そして組織的にいえば、それらは、産業別炭労の指導と



統制力の強化として現象したが、他方で、この間にいわゆる大手「企業連」<sup>(1)</sup>の強化もすずみ、その炭労への統制も実質上はむしろ強まり、「企業連の勢ぞろい」としての炭労の性格を、ついに払拭するにはいたらなかったことが問題である。労働運動史上、花々しく喧伝されてきた炭労が、なぜこうした限界をつきぬけることができなかったのか。ここでは、この点に焦点をさだめて、これまでの炭鉱統一賃金の後退と炭労の結成・単一化の過程に接続しながら、「六三スト」以降の代表的な闘争を系統的に追究していつてみることにしよう。

一九五二年秋の「六三スト」は、同年十月以降賃金をめぐる大争議である。同年十月十三日から十二月十六日まで六三日におよんだ「六三スト」は、参加人員二八二、〇〇〇人、労働損失日数一〇、七七二、〇〇〇日、推定減産量五、七五三、〇〇〇トン、経営者側の損失約一〇七億円、労働組合側の損失賃金六五億八千万円といわれ、産業別のストライキとしてはいぜんとして戦後最大のものである。これには、炭労傘下の大手炭鉱および中小炭鉱の全労働者が参加したのであるが、ただし十月以降賃金といっても、中小炭鉱をふくむ全国統一賃金協定をめぐる闘争であったわけではない。前節でもみてきたように、ドッジ・ラインを経て全国統一賃金協定は実質上解体してきていたのであり、大手十七社の統一賃金闘争と、中小炭鉱の地域別・A・B・Cランク別の統一賃金闘争とが合流しながら、「六三スト」に発展したのである。したがって、六三日のストライキといっても、その中心は大手十七社の闘争であり、中小炭鉱のストライキはあとからこれに合流していったわけである。つまり、「六三スト」は、目的意識的に産業別の全国統一賃金協定への復活を意図した闘争といった性格のものではなく、資本の攻撃の結果たる統一賃定の崩壊をそのまま前提し、または肯定したまま、大手十七社の賃金闘争を中心にすえた闘争であった。

要するに、私たちは、六三ストがもはやかつての全国統一賃金協定をめぐる全炭鉱労働者の統一闘争とは、その性格を異にしていたことを確認しておかねばならない。この点は、「六三スト」以降の代表的な諸闘争の脈絡をたどるにあたっての、いわば前提になると考えられるからである。ところで、この点は、これからの全体の論述のなかで、たえず打ちかえることになると思うのでしばらく措くとして、ここでさしあたり問題になるのは、「六三スト」という大争議をささえた大手炭鉱労働者のエネルギーが、どのような条件のもとで累積していたかである。

第一に、一九四七―四八年の占領軍と政府による「石炭非常増産対策要綱」の強制、四九年、ドッジ・ライン下の「増加抑制措置」―自然減耗と解雇による人員整理<sup>(2)</sup>、五〇年のレッド・パージ<sup>(3)</sup>につづき、朝鮮戦争下の石炭ブームが、機械化をともしわぬ裸のままの労働強化を炭鉱労働者に強要してきていたことが、指摘されねばならない。その結果、在籍一人当り月出炭能率は、一九五〇年八月八・五トンから五二年三月には一二・三トンに上昇している<sup>(4)</sup>（日本石炭協会・調）。

第二に、「六三スト」の前年、一九五一年大手統一賃金闘争（同年一月―九月賃金協定）では、基準賃金の引上げとひきかえに、標準作業量が労働強化による出炭能率の向上（前出・参照）を基礎に一挙に二〇%以上も引き上げられ、採炭・掘進・仕繰など請負給者は物価の上昇を考慮すると逆に賃下げになるという始末であった<sup>(5)</sup>。これが、炭労働下の下部組合員のなかに広範な不満となってひろがっていた。

第三に、こうした下部組合員の不満が、一九五二年春の破防法・労働ストを回避しようとした旧炭連系の右派幹部（当時の炭労委員長武藤武雄氏）を不信任したのだが<sup>(6)</sup>、事実、旧炭連・旧全石炭系双方の下部組織とも、一九

五二年秋の賃金闘争は立ちあがらざるをえない条件が充滿していた。すなわち、「石炭非常増産要綱」いろいろ出炭協力という態度をとってきていた旧炭連系のヤマでは、ぎりぎりの労働強化の結果である出炭能率実績を基礎に標準作業量が設定されてゆくことから、文字どおり生産労働者の忍耐は限度まできていた。また旧全石炭系のヤマでは、それなりに一貫して労働強化に反対してきていたから、旧炭連系のヤマほど事態は深刻ではなかったが、しかし「統一」賃金協定によって標準作業量の引上げをあいっいで上から強制され、山元交渉の余地はいちじるしくせばめられていたから、ここでも標作の引上げだけは、これ以上許せぬという気分が横溢していたといつてよいであろう。

一九五二年秋の十月以降賃金をめぐる闘争は、このような客観的・主体的な条件のもとで組織されていたのであり、石炭独占が前年にひきつづき標準作業量の引上げを再び固執する状況のもとでは、六三日間の長期無期限ストライキへの発展もまた不可避であったといわねばならない。ともあれ、この長期ストライキでは、それまでの幹部請負の賃金闘争が大衆闘争の場にひきおろされ、炭鉱労働者は爆発的な闘争エネルギーを発揮したのである。だが、保安要員総引上げというぎりぎりの戦術行使を直前にして、政府が労働関係調整法にもとづく緊急調整を發動した結果、炭労としては中労委の第二次幹旋案をもって闘争をうちきらざるをえなかった。

幹旋案は、(1)標準作業量はこのさい現行のままとする、(2)基準賃金は七%引上げる、(3)月額三、〇〇〇円の出炭奨励金と一時金五、〇〇〇円(スト立上り資金)といったもので、六三日間のストライキの成果としては、その経済的利益はけっこう十分とはいえないであろう。しかしながら、この戦後最大の産業別ゼネストの果した労働運動史上の意味は大きい。それは、「幹部闘争から大衆闘争へ」の道すじをきりひらき、一九五〇年七月、朝鮮

戦争下に占領軍労働部の肝入りで国際自由労連加入の窓口として結成された「総評」（日本労働組合総評議会）の、いわゆる「ニワトリからアヒルへ」といわれる「脱皮」過程の重要な構成部分をなしたのであった。<sup>(9)</sup>

(1) 三井・三菱・古河・住友など独占的な石炭会社のいわゆる「企業連」が、あいついで組織されていったのは、一九四九年、ドッジ・ラインのもとにおいてであり、言葉をかえせば、占領軍の圧力と政府の介入のもとで、全国統一賃金協定が、「特殊炭鉱」の除外規定（一九四九年四月―六月協定）を契機として、炭労自体が統一交渉から資本ランク別の交渉に移行（一九四九年七月―十二月協定）していった時期においてである。これまでも、地方的に組織化された企業連（たとえば西日本三井鉱山炭鉱労働組合連合会／西炭連、九州全三菱炭鉱労働組合連合会／九全連など）は存在したが、これが、全国的な企業連組織の結成に相ついで進んだのは、一九四九年である（三井鉱山炭鉱労働組合連合会／三鉱連、三菱炭鉱労働組合連合会／菱炭連など）。これ以後、労働協約、退職金、賃金と三つの主要な闘争の主体として企業連が浮び上がり、一方で表面上、産業別組織「炭労」がその形態を整備し強化されながらも、事実上、炭労における運動上の指導力は企業連に移行することになる。これは、炭労のみならず、産別会議の解体、総評の結成とすんだこの時期に、戦後労働運動全体にあらわれてきた一般的な傾向である。いわゆる「企業別組合」の弱点なるものは、大河内一男教授のように、日本資本主義の構造とか、縦断的な労働市場とかいった、いわば下部構造から直線的に説明されるべきものではない。日本資本主義の構造的変化を基礎として、むしろ、戦後労働運動の具体的な諸条件、階級闘争の具体的な諸条件のなから説明されねばならぬ。いわゆる「企業別組合」論にたいする積極的な見解はまた別の機会に述べるが、この小論それ自体が、未整理にしる、ある程度この点に就いても答えているはずである。

(2) 戦後炭鉱における人員整理の傾向の端緒は、一九四八年五月の閣議決定「炭鉱労働者増加抑制並に配置転換措置」である。四八年五月以降六月間、四月末の労働者数をこえて雇い入れることを禁止したものが、当時は、一方で三、六〇〇万トン計画の達成が要請され、他方で、インフレ利潤の保障がつづいていたので、石炭資本は労働者の増加抑制にはまだ積極的ではなかった。「増加抑制」が積極的な減員にすんだのは、やはり四八年十二月の「経済九原則」の指令、ドッジ・ラインの展開以降である。人員削減は、まず主として雇入制限・自然減耗の形態をとり、四九年後半からは「会社都合による解雇」も目立つようになった。その結果、九州の炭鉱については、在籍労働者数は四九年初頭より減少

基準内賃金（坑内夫）と標準作業量の比較—1951. 1～9月協定

	基準内賃金			標準作業量		
	新協定(A)	旧協定(B)	A/B	新協定(A)	旧協定(B)	A/B
池川入田限峰山下田	459 <sup>円</sup>	363 <sup>円</sup>	126.4 <sup>%</sup>	8,765 <sup>t</sup>	7.3 <sup>t</sup>	120.1 <sup>%</sup>
三井菱菱華河古	459	363	126.4	3.53	2,901	121.7
三井菱菱華河古	455	363	125.3	2,102	1.54	136.4
三井菱菱華河古	455	363	125.3	1,159	0.952	121.7
三井菱菱華河古	456	363	125.6	3.9函	2.9函	134.8
三井菱菱華河古	455	363	125.3	4,394	3.4	129.2
三井菱菱華河古	455	363	125.3	2,104	1.76	121.6

戦後炭鉱労働運動の展開過程(1)(戸木田)

はじめ、四八年十二月二七万人九千人が二五年十二月には約二二万人に減じた。  
 (3) 一九五〇年五月の朝鮮戦争を契機とするレッド・ページは新聞・放送(七月)からはじまって、電産(八月)、映画、日通(九月)とすすみ、十月にはその他の民間産業、さいごに官公庁関係(十一月)へと拡大した。ページされた人員は、民間産業で五三七社、一〇、九七二人、官公庁一、一九六人。炭鉱におけるレッド・ページは、石炭鉱業連盟「石炭労働年鑑」(五一年版)によると、被通告者数一、九〇八名、受諾者一、七二四名、拒否者一八四名とされている。レッド・ページは、炭鉱においても重苦しく沈痛なあるいは沈滞した空気のうちに進行し、「結局、レッド・ページ反対スト(一〇月二三・四日、各方五分)を実際に行ったのは明治高田だけであり、組合として法廷(労働委員会を含めて)闘争を行ったのは北炭職連・浅野雨竜、日炭高松、三井三池等の諸組合であった」(「炭労十年史」三五二頁)。

(4) この朝鮮戦争下の出炭能率の向上に就いて石炭鉱業連盟「石炭労働年鑑」は、「動乱前の一年間に労働者数が十二%減少し、一人当り月生産高は同じく十二%上昇したのになし、動乱後の一年間は労働者の八%減にたいし能率は一九%上昇している」、「これによって、機械設備の投入増加等の積極的合理化進展の一端をうかがうことができよう」と主張している。しかし、当時は「採炭機械化の生産性向上に対する効果はきわめて狭い限界内にあった」のであり、「それは(機械化)はほとんど坑内外の運搬に限られたものすぎず」(松岡・前出書一〇四、一一〇頁)、採炭・掘進・仕繰などの請負給職種は、運搬のスピード・アップと請負給制によって裸手労働の強化に駆りたてられていたといわねばならない。

(5) 「六三スト」の前年、一九五一年一月―九月賃金協定では、一九四八年一〇月以来据置かれていた坑外夫(成人)二一六円、坑内夫三六三円の基準賃金が、坑外夫二七〇円―二四〇円、坑内夫四五九円―四二三円(いづれも大

手炭鉱のなかで基準賃金の格差がつくり出された）とアップされた半面、標準作業量は、現行の一四〇％と三六％引上げられ、実質上の賃金ベースの引上げは、殆ど取るにたらないものであった。たとえば、炭労福岡県本部調査資料によって、新・旧協定を主要なヤマ毎に比較すると前頁の表（基準内賃金（坑内夫）と標準作業量の比較）の通り。

前表は、標準作業量の引上げを考慮すれば、三菱新入、井華忠限などでは、坑内夫の基準賃金は実質的には切下げになることを示している。しかも、他方に、朝鮮戦争後の物価上昇は約二〇％に達していた。なお、当時石炭各社が、いわゆる石炭ブームによって、戦後最高の利益をあげていたのは、周知のとおり。

(6) 総評は、一九五二年四月から六月にかけて、前後五回にわたり、破壊活動防止法および労働法規改悪に反対して延人員一三〇万人（職場大会などの参加者を合せば約二七〇万人）を動員する大規模な政治的ストライキを組織した。いわゆる「労闘スト」である。破防法、労働法規改悪は、一九五一年のサンフランシスコ講和条約にもとづき、戦後日本がアメリカの完全占領から半占領に移行したのに対応し、講和後の治安体制の再編成を意図したものであり、その意味で、「労闘スト」は、戦後労働運動史上、記録されるべき重要な政治的ストライキであった。炭労もこの闘争に参加したが、第二波ストライキに大きな役割を演じたのは、かならずしも終始一貫した積極的姿勢を示したとはいえなかった。すなわち、第一波スト直前、政府が労闘スト対策として、「破防法にこの法律は労働組合の正当な行為を制限しまたはこれに介入するようであつてはならぬ旨明記する」という妥協案を決定したのにたいし、炭労中間は一票差でこれを本質的な修正として認め、第一波ストの回避を決定しているからである（他の単産ではこれを本質的な修正とは認めなかった）。しかし、この中間決定は、各山元のあいづく抗議を呼びおこし、第二波ストでは炭労は全組織をあげて約二五万人（組織総員の九五〇％）が二四時間ストに突入し、「労闘スト」の主力を形成した。なお第二波スト後の炭労第四回臨時大会では執行部不信任動議が可決され、炭労結成以来の委員長であった武藤武雄氏は失脚。これは、炭労の指導権が、炭連系右派・民同右派から民同左派に移行したことを指標し、同年秋の「六三スト」（賃闘）の指導体制は、あきらかに従来に比し一歩前進していた。

(7) 一九五二年十月―五三年九月協定をめぐる賃金交渉は、五二年八月二五日から十月九日まで十一回にわたったが、石炭産業連盟は、①基準賃金は現行どおり②標準作業量は、現行協定のそのの一〇〇％を超える場合は超える部分の八〇％を加算し設定する（第十一回では、六〇％加算に修正）と、またもや標作引上げ、基準賃金の実質的切下げを固執して譲

らず、四八時間抗議ストを経て、十月十七日以降、炭労は一斉無期限ストに突入した。

(8) この点に関して、太平洋炭鉱労組「労働組合史」は、次のように書いている。

「ストが一ヶ月過ぎようとする頃から炭山の空気はすっかり変ってきた。それは今まで配給ストということがぬぐいきれないでいた組合員も、やりつつあるストが容易ならぬストであることを知ったからである。この頃から主婦は生活に真剣に取り組みはじめた。アルバイトはなれない仕事を求めて十勝や標茶の山奥まで入っていった。そして敵寒のなかをモッコをかつぎ、スコップをにぎり、マサカリをにぎって血のじむような生活のための闘いは十二月に入ってもまだ続いたのである」。

(9) 総評の「脱皮」過程、それはいいかえれば、実質的には、民同右派から民同左派への指導権の移行を意味するものであるが、その過程を示す道標としては、一九五一年三月総評第二回大会における「平和四原則」の決定、五二年四月七月破防法・労働スト、一九五二年炭労「六三スト」、電産スト、一九五三―五四年、尼崎製鋼・日鋼室蘭争議、労働プラン闘争などをあげることができる。

## (2) 「六三ストライキ」が提起した問題

この「六三スト」は、もちろん石炭資本の労働組合にたいするその後の対応に大きな影響を与えることになる。そのもっとも顕著なあらわれは、炭労の「脱皮」、指導権の民同左派(旧炭連左派)ないし全石炭系への移行に對抗し、大手「企業連」にたいする資本の側の裏面的な協調工作が強化されたことである。

一九四九年、ドッジ・ラインの展開をつうじて全国的な真の意味での炭鉱統一賃金協定は事実上くづれてしまい、企業格差を前提としたランク別賃金交渉がすすみはじめたこと、それと照応しながら大手「企業連」の強化がすすみはじめたことは前述した。この大手「企業連」の強化が、六三ストのばあいにも、すでに炭鉱労働運動の消極的側面を代表しはじめていたことは否定しがたい。たとえば、六三スト直後の炭労第七回大会に提出され

た「自己批判書」は、つぎのように指摘している。「六三日にわたるスト期間中、常盤労組の脱落、資本別のエゴの露呈、職連（註・職員組合<sup>(10)</sup>）の離脱が行なわれ、中闘がたえず動揺したことは、敵をしてわれわれの戦力を過小評価せしめ、闘争を長期化せしめた主要な要因であった」と。

このような資本別組織・大手「企業連」の弱点にたいし、六三スト後、石炭資本の工作がさらに系統化され、企業内組合官僚が生みだされることになるのである。周知のように六三ストにつづき、職場闘争、三池闘争と炭鉱労働者の戦闘力はますます発揮されていくのであるが、その過程では他面、資本に援助された企業内労働組合官僚の潜在的な力量が、炭鉱労働運動、炭労の運動を大きく左右するほどに増大していったのであった。

六三ストは、炭労にたいしても、それ以後の運動のあり方について、いくつかの積極的な問題を提起した。たとえば、長期のストライキが良心的な組合幹部のなかに「労商提携・労農提携」といった問題意識を呼びおこしたのもその一つである。しかし、それは炭鉱労働者（じっさいは大手炭鉱労働者）として経済闘争を有利にたたかうには、日常的にどのような「労商提携・労農提携」を強めておかねばならぬか、といった問題意識をこえるものではなかった。<sup>(11)</sup>

また、大手を中心とする六三ストと、それとからみあいながらすすんだ中小ブロックの賃金闘争との間のギャップについても指摘された。たとえば、『炭労十年史』には、「また、中小企業対策が不充分だったこともある。すなわち大手炭鉱と中小炭鉱の賃金格差が拡大しているため、統一的な闘争が困難であった。九州ブロック（註・九州中小ブロックの意味）が、大手筋炭鉱と一律だったスト期日の変更を申入れた『戦術転換許容の要請』などは、そのあらわれだったといつてよいであろう」（『炭労十年史』四二二頁）として、中小企業対策が提起されたこ



とを指摘している。

だが、この文脈もしめすとおり、当時の炭労が提起した「中小企業対策」、すなわち中小炭鉱労組対策の実質は、産業別炭労として、解体した統一賃金協定の回復をはかろうといった方向のものではない。産業別統一賃金要求（たとえば全国一律最低賃金制ならびに産業別最低賃金要求）のもとに全炭鉱労働者の階級的な統一を強めようとする趣旨のものとは言いがたい。ここでは、六三ストを不利にした要因として、いわば大手労組の立場から中小炭鉱労組対策が提起されたのであって、中央および地方の中小炭鉱対策部の強化といった発想の域を出るものはなかった。

いうまでもなく、六三ストを「緊急調整」の手段に許え最終的に抑圧したものは、アメリカ帝国主義の支配に従属し、安保体制の確立をいそぐ、独占資本の公権力そのものであった。賃金要求のための経済的ストライキが、中小炭鉱労働者をふくむ全面的なストライキに発展し、国民経済の動力減を枯渇させるにいたるや、それはすぐれて政治的性格をおび、独占資本の国家権力はどうぜんのこととして労働者のまゝに立ちほだかった。六三ストが労働者にあたえた最大の教訓が、まさしくこの点にあったとすれば、炭労がめざすべき将来への闘いと戦列形成の方向は、まずなによりも全炭鉱労働者を結集する階級的統一視線の追求でなければならず、また全労働者階級の統一を基礎に農民・市民との統一戦線の強化をめざし、目的意識的に奮闘することではならなかった。だが、すでにみたように六三スト後の炭労における「統一」視線の追求は、現象的にはともあれ実質的には、大手企業別組合の視点から、自然成長的に、経済主義的に「中小炭鉱労組対策」・「労農提携・労商提携」を問題にした面がつよかったといわざるをえない。

もちろん、こうした「統一」への指向したいも、一定の前進的な意味はもつ。しかし、その「統一」の方向が、大手の「企業別組合」主義の限界内にとどまるかぎり、一九五五年以降、国際石油独占体のエネルギー支配と、従属的なエネルギー政策による石炭産業の構造的危機の激化にたいしては、ほとんど効果をもたなかったのはとうぜんである。炭鉱労働運動がこの点について、改めて痛切な自己批判をせまられるのは一九六〇年の三池闘争においてであるが、これはまたのちにふれる機会があろう。

要するに、以上からあきらかなことは、六三ストが国家権力の介入によって事態の收拾をよぎなくされたという点について、階級的な労働運動の立場からすれば、炭労の「自己批判」は中途半端な線にとどまったといわざるをえないことである。事実、炭労の「自己批判」の重点は、国家権力への対応とか、階級的統一という点にはなかつたのであって、むしろ最大の関心事は、標準作業量の引上げを要求する資本の提案にたいして、これを阻止するために六三日のストライキ、六三日分の賃金の喪失という多大の犠牲をよぎなくされたが、こういう犠牲を回避するには日常的にどうしたらよいかという点にむけられていた。つまり、請負給制のもとにおける労働強度の増大→出炭能率の向上→能率実績の向上を基礎とする標作の引上げ→賃金の実質的低下→いっそうの労働強化、この悪循環を大手炭鉱においてどう克服するかということこそ、最大の関心事であった。そしてこの克服のために、炭労は、実践的には次の二つのことを提起したといつてよいであらう。

一つは、採炭、掘進、仕繰など坑内直接夫の賃金形態を、請負給から固定給に切りかえる要求が提出されたことである。<sup>(13)</sup>「固定給化」の要求は、一九五三年から五五年頃にかけて、賃金要求の中心にすえられ精神的な啓蒙宣伝と闘争がすすめられるのであるが、これは今日の時点にたつて評価すると、基本的には失敗であったといわ

ざるをえない。なぜなら、労働過程の技術的条件が、搾取強化の有効な手段として請負給を要求する限りでは、資本の側は断固として請負給制を固執したし、<sup>(14)</sup>逆に、カッペ採炭をはじめとする機械化の進行によって、人間の労働が機械化された採炭体系によってその強度を統制されるようになるやいなや、資本の側は巧妙に「固定給化」を承認し、逆にいっそう搾取を強化したからである。<sup>(15)</sup>

いま一つは、六三ストによる「幹部闘争から大衆闘争へ」という転換に立脚し、一九五六年から五七年前半にかけて「全盛時代」をむかえた、いわゆる「職場闘争」の展開である。これは、たしかに戦後炭鉱労働運動史のもっとも重要な部分を構成するし、また、一九五七年の総評「組織綱領草案」が、企業別組合の弱点を克服する基本的な条件として炭労の「職場闘争」を提起したこともみられるように、戦後日本の労働組合運動全体にたいしても、その客観的な評価はあらためて問われるにしろ、大きな影響をあたえたものである。したがって、この問題については、次に章をかえて十分に分析してみることにしよう。

(10) 炭鉱では、労働組合はほとんど鉱員と職員に区分されて組織された。これは、工員と職員が一本に組織された他の産業と区別される炭鉱労働組合の特徴である。炭鉱でも戦後「民主化」の過程において鉱員と職員の「身分的」差別の撤廃が主張されたが、戦前の炭鉱労働における鉱員と職員の差別は、他産業よりはげしく、その残滓は、戦後の労働組合組織のうえにも反映せざるをえなかったものと思はれる。

(11) この点に関して、一九五三年一月六日、九州機関紙共同編集会議が主催した六三ストをめぐる筑豊地区の機関紙懇談会（大手九組合の機関紙担当者出席）では、商業新聞の影響に対抗するという視点から、つぎの発言がみられる。

「農民・業者の中に組合新聞を送る必要がある。ストに理解のなかつた人が新聞を見せて貰ってよくわかりましたといっている。自分のところでは、市民のところ固定読者をつくっているし、農民の公民館に三部ほどとらせている。闘争中帰省した人がその人に宣伝をあまりやっていない。これは組合員自身が闘争をよくのみこんでいなかったから、或る程

度やむをえなかつたが——。公民館を利用して農民のなかにはいらねばならぬ。放っておくと公民館が反動に利用される」（日鉄二瀬労組）。

「ブル新の力は実に大きい。炭労ストも結果から見たらブル新が作り出した与論に負けた形だ」（九州全三菱炭鉱労働組合）

これらの発言から明らかなように、この段階における「労商提携・労農提携」は、運動の一步前進を指標するとはいへ、まだ労働者階級の歴史的使命といった角度から「労商提携・労農提携」が問題にされていたわけではない。

(12) 資本の側は全国各地で工場貯炭を相互に融通しあつて、ストライキに対抗したが、大牟田のような石炭化学コンビナートでは、事態は深刻であつた。大牟田港第一・第二発電所とともに貯炭が底をつき、長崎の零細炭鉱あたりから石炭をかきあつめ、列車輸送をはじめたが、十一月月上旬から下旬にかけては三池炭鉱の坑道維持の送電さえ支障をきたす危険に迫られていた。三池合成・三井染料も原料炭が枯渇し、トラック輸送で辛じてコークス炉の破壊をふせぐ保温炭をまにあわせる状態であつた。

(13) 六三スト（一九五二年十月—五三年九月賃金協定）につづく、一九五三年十月—五四年九月賃金について、一九五三年九月、炭労第八回臨時大会は、(1)ベース賃金打破のために個別賃金を要求する、(2)最低賃金を要求する、(3)請負給を廃止して、固定給を採用する、(4)八時間で食える賃金を要求するという方針を決定している（傍点筆者『炭労十年史』四五—頁）。

(14) 既に述べたように、炭鉱労働における伝統的な賃金支払形態は、坑外夫、坑内間接夫（電工、修理工、ポンプ方など）については固定給（時間給）、坑内直接夫（採炭、掘進、仕繰）については請負給（集団出来高給、配人配分は、いわゆる「歩立」による）である。坑内の暗黒地下労働で、しかも機械化の程度が相対的におくれ、能率の向上が、多分に労働者の肉体的条件と勤労意欲に依存する坑内直接労働にあつては、資本にとつて「合理的」な賃金形態が、請負給であることはいうまでもない。このような労働過程の技術的条件のもとでは、かつて風早八十二氏が指摘したように、職種別構成において、固定給者である坑外夫・坑内間接夫の数を相対的に削減し、逆に請負給者である坑内直接夫を相対的に増員することが、石炭資本の「合理化」の基本的な体系とならざるをえない。相対的に増大した請負給者につき、請負給による労働刺激で出炭能率をあふり、出炭量を増大させ、他方で減員した固定給者にたいし、基準内時間における労働強度の

増大をせまり、支払賃金を時間で固定することができれば、石炭資本は搾取率を最大限に高めることができる。労働過程の技術的条件がかかる搾取体系を要求する限りでは、石炭資本が炭労の「請負給廃止」に対し頑強に抵抗したのは当然であって、事実、五三年十月―五四年九月協定に關していえば、石炭鉱業連盟は「固定給化」を拒否している。

(15) だが、請負給か、固定給かという問題は、資本にとって労働過程の技術的条件の変化にともない、いづれを有利とするかもまた変化する。一九五一年、朝鮮戦争による「石炭ブーム」を契機として、大手炭鉱の採炭切羽には、カッペ・鉄柱と組合わされてバンツァー・コンベアが導入され、いわゆるカッペ採炭が普及しはじめ、一九五四年後半以降になると、山元交渉において請負給の一部を固定給化する大手炭鉱もあらわれはじめた。炭労の賃金闘争方針からすれば、これは一定の成果として評価されねばならぬわけだが、そうはいきれぬという形で問題は出てきた。カッペ採炭にあつては、カッペ（鉄の梁）が天井を支えうる時間内に、カッペの中（一米六〇糎ないし一米七〇糎）だけ長壁採炭の採掘が進行し、カッペ・鉄柱の「移設」が行われねばならぬ。さもなければ切羽は天井崩落の危険にさらされる。つまり、カッペ採炭のもとでは、切羽の進行はカッペの耐圧時間によって規制され、採炭夫はその意味では自動的に労働を強制される。このような技術的条件のもとでは、資本が固定給化（時間給化）を承認するのはとうぜんで、炭労側は、一九五四年十月以降賃金についての方針では、「従来かかげられた請負給廃止闘争の経過にかんがみ（組合員の間にはそれについての疑念がつよく、奔別・潜竜など廃止闘争を真剣にとりくんだところは賃金が下つている、というような状態）、当面の目標を保障給の確立におくことに改め」（『炭労十年史』四七九頁）ざるをえなくなった。